

奄美市教育振興基本計画

～地域の中で教え，学ぶ教育・文化のまちづくり～



平成 29 年 3 月

奄美市教育委員会





奄美市民憲章

誇りある奄美市民の幸福と前進のために

- 1 わたしたち奄美市民は
きまりを守り住みやすいまちをつくります
- 2 わたしたち奄美市民は
助け合いぬくもりのあるまちをつくります
- 3 わたしたち奄美市民は
健康で明るいまちをつくります
- 4 わたしたち奄美市民は
教養を高め伸びゆくまちをつくります
- 5 わたしたち奄美市民は
よく働き豊かなまちをつくります

平成19年3月20日制定

奄美市市章

奄美市のイニシャルである「A」をモチーフとし、奄美の豊かな自然と共生していく市民の姿を表現している。また、赤い円（中央の円）は奄美の恵みの太陽を表現している。

目 次

第1章	計画策定について	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	3
第2章	教育を取り巻く現状	
1	教育を取り巻く社会状況	4
(1)	少子高齢化の進行	4
①	少子化	4
②	高齢化	4
③	社会活力の低下	5
(2)	グローバル化の進展と雇用環境の変化	6
①	グローバル化の進展	6
②	雇用環境の変化	6
(3)	地域社会、家庭の変容と格差の再生産	6
①	社会のつながりの希薄化	6
②	格差の再生産	7
(4)	環境問題等への対応	7
(5)	高度情報化の進展	7
(6)	教育環境の安全性	8
(7)	生涯学習社会の実現	8
2	国・県の動向	8
3	本市の動向	9
4	本市の子どもたちを取り巻く現状と課題	9
(1)	児童生徒数の減少	9
(2)	学力の状況	10
(3)	学習の状況	11
(4)	児童生徒の体力・運動能力	13
(5)	いじめ・不登校の状況	14
(6)	教育環境の整備・充実	15
(7)	学校給食	16
(8)	公立小・中学校の適正規模・適正配置	17
(9)	幼児教育	18
①	公立幼稚園の園児数	18
②	幼児教育の充実	18
5	生涯学習、芸術文化及びスポーツ振興における現状と課題	19
(1)	家庭・地域教育	19
(2)	生涯学習の推進	20

(3)	青少年の健全育成	20
(4)	芸術文化活動の推進	21
(5)	文化財の保護と活用	21
(6)	スポーツ・レクリエーションの振興	22
第3章	奄美市教育行政の基本的方向	23
1	教育の基本理念	23
2	教育の基本目標	23
3	教育の基本方針	24
4	奄美市教育行政の施策体系	25
第4章	今後の5年間に取り組む施策	26
	地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～	
1	教育施策の5つの柱	26
(1)	新しい時代を拓く【あまみっ子】（「確かな学力」の定着と向上）	26
(2)	心豊かで強い【あまみっ子】（「豊かな心」の醸成）	26
(3)	たくましい体の【あまみっ子】（「健やかな体」の育成）	26
(4)	島を愛する【あまみっ子】	27
	（郷土を愛する心，異なる文化を尊重する心）の醸成	
(5)	市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア	27
2	補完施策	27
(1)	教職員の資質向上	27
(2)	開かれた学校・特色ある教育活動	28
(3)	幼児教育	28
(4)	教育環境の整備・充実	28
3	教育施策の5つの柱と補完施策の具体化	29
(1)	新しい時代を拓く【あまみっ子】（「確かな学力」の定着と向上）	31
①	確かな学力の定着と向上	31
②	きめ細かな指導の充実	31
③	家庭との連携を図った家庭学習の充実	32
④	特別支援教育の充実	33
(2)	心豊かで強い【あまみっ子】（「豊かな心」の醸成）	34
①	心のふれあう積極的な生徒指導の充実	34
②	豊かな心を育む価値ある学校行事・体験学習の実施	34
③	豊かな心を育む道徳教育の充実	35
④	いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と発生後の対応の充実	36
⑤	生き方指導としての小・中学校における進路指導の充実	38
⑥	基本的人権を尊重する人権同和教育の充実	38
(3)	たくましい体の【あまみっ子】（「健やかな体」の育成）	40
①	実態に基づく計画的な体力づくり	40
②	健康教育・安全教育の実践	41

③ 食育の充実と学校給食の充実	4 2
(4) 島を愛する【あまみっ子】	4 3
(郷土を愛する心, 異なる文化を尊重する心) の醸成)	
① 【あまみっ子】ふるさと学習の推進	4 3
② ふるさと体験留学の充実	4 3
③ 外国語教育の充実	4 4
④ 国際理解教育の充実	4 4
《計画期間内における数値目標》	4 6
(5) 市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア	4 8
① 家庭・地域教育の充実	4 8
② 生涯学習環境の充実	4 8
③ 芸術文化活動の推進	4 9
④ 文化財の保護と活用	5 0
⑤ 生涯スポーツ活動の推進	5 1
⑥ 競技スポーツの振興	5 2
《計画期間内における数値目標》	5 3
(6) 教職員の資質向上	5 4
① 教育公務員としての高い自覚の保持	5 4
② 指導力向上のための教職員研修の充実	5 4
(7) 開かれた学校・特色ある教育活動	5 5
① 学校経営の充実と開かれた学校づくり	5 5
② 小規模・複式校教育の充実	5 6
③ 環境教育の充実	5 6
④ 福祉教育の充実	5 7
⑤ 金融教育, 租税教育, 消費者教育の充実	5 8
(8) 幼児教育	5 9
① 幼児教育の充実	5 9
② 保育料等の負担軽減	5 9
(9) 教育環境の整備・充実	6 1
① 学校施設整備計画	6 1
② 学校安全教育の充実	6 1
③ 教育の情報化の推進	6 2
④ 教育扶助 (奨学金・就学援助)	6 3
⑤ 学校給食	6 5
用語解説	6 6
※印を付けた用語の解説	
教育基本法	7 3

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

奄美市は、平成18年3月の市町村合併から27年度で10周年の節目を迎えました。

この間、奄美市教育委員会では、平成23年3月に策定された奄美市総合計画における教育分野の「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を基本目標とし、さらに、目標達成に向けた年次数値目標を定めた「共に生きる教育～あまみの子どもたちを光に～」を基本方針として教育行政に係る各種施策を進めてまいりました。

今日、少子高齢化、国際化、高度情報化の進行や安全・安心への関心の高まりなど教育を取り巻く環境が大きく変化してきており、児童生徒の学力・体力・規範意識の向上やいじめ・不登校の解消などに関する課題が指摘されております。

このような状況に対応し、社会の未来を担い、幅広い分野で活躍する子どもを育むためには、家庭・学校・地域・行政等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して社会全体として取り組む必要があります。

国においては、平成18年12月に60年ぶりに改正された教育基本法の理念達成に向け、現状の社会経済情勢及び将来展望を十分に踏まえ、「教育立国」としてふさわしい教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を策定しました。

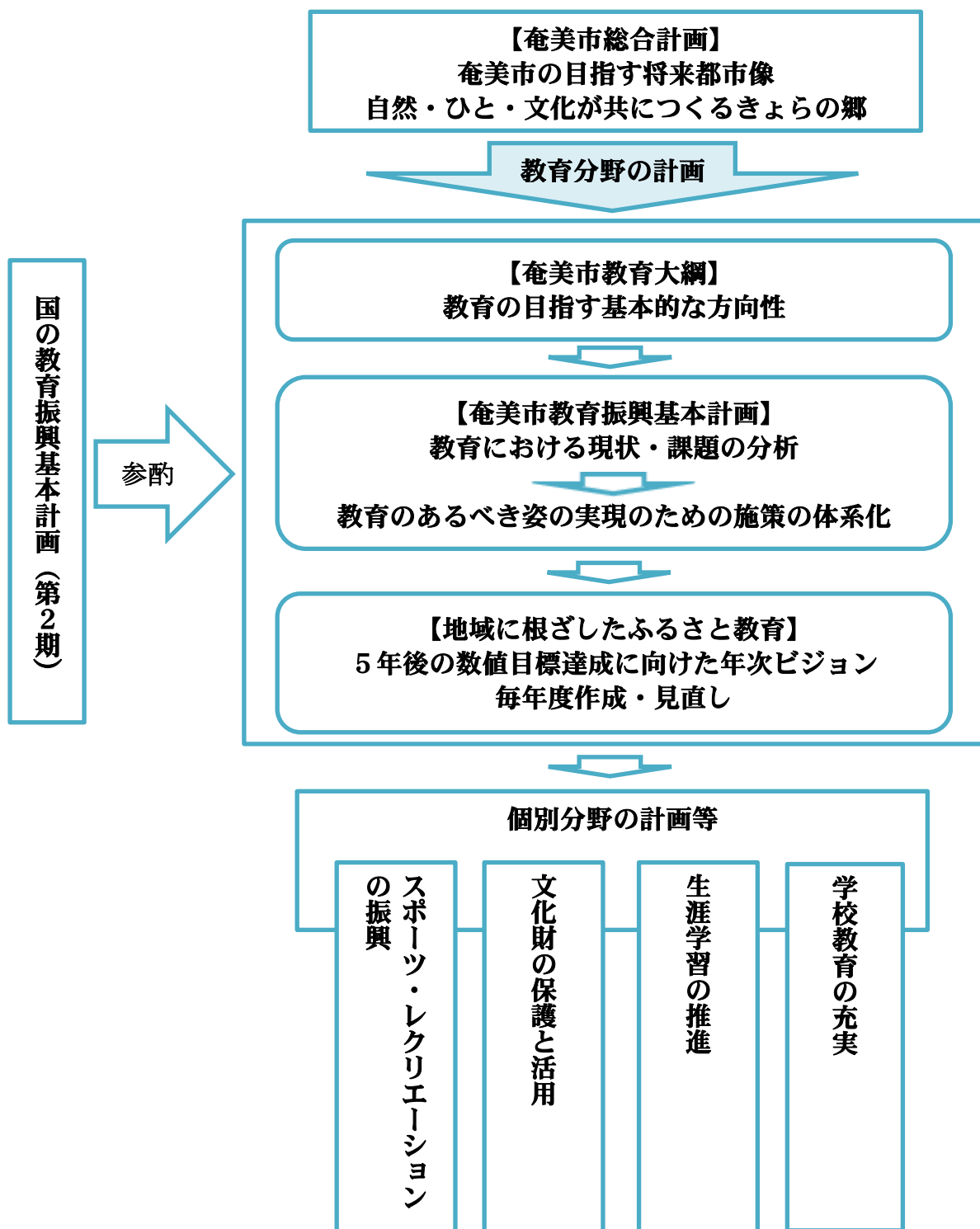
鹿児島県においても平成26年2月に2期目となる「鹿児島県教育振興基本計画」を策定し、自然・歴史・文化など鹿児島県の特性を活かした、鹿児島県の実情に応じた教育振興のための施策を定めています。

奄美市教育委員会においては、現下の教育に対する課題やニーズの多様化、学校におけるいじめ問題などの深刻化、地域社会での人間関係の希薄化による規範意識の低下などの状況を踏まえ、これまでの総合計画の教育分野の基本目標、基本方針である「地域に根ざしたふるさと教育」を推進し、より総合的かつ計画的な施策を展開するために奄美市教育大綱の教育施策の根本となる方針を基本とするとともに、国や県の教育振興基本計画を参酌し、「奄美市教育振興基本計画」を策定するものです。

本計画では、合併10周年以降の教育行政のあり方について、現状と課題を分析し、本市の恵まれた自然や教育風土を生かし、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育を推進して、島口伝承や生まれ育ったあまみに誇りをもつ児童生徒の育成を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するものであり、国の第2次教育振興基本計画を参酌し、「奄美市総合計画」に示す教育分野の基本目標及び奄美市教育大綱の教育施策の根本となる方針の具現化のため、本市の実情に応じた生涯学習社会の実現に向け、学校教育分野のみならず、社会教育分野も含めた本市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。



【教育基本法】（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

上位計画である「奄美市総合計画」（平成 23 年 3 月策定）は、28 年度から後期計画期間となる。（平成 28 年度から平成 32 年度まで）

このことから、「奄美市教育振興基本計画」は、奄美市総合計画の後期期間である平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画とする。

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
奄美市総合計画（前期 5 ヶ年）					奄美市総合計画（後期 5 ヶ年）				
					奄美市教育大綱			奄美市教育大綱（改訂版）	
					奄美市教育振興基本計画				
共に生きる教育（教育・生涯学習の年度ビジョン）									
					国の教育振興基本計画				
					県の教育振興基本計画				

第2章 教育を取り巻く現状

1 教育を取り巻く社会状況

今日、少子高齢化、国際化、高度情報化の進行や安全・安心への関心の高まりなど教育を取り巻く環境が大きく変化してきており、児童生徒の学力・体力・規範意識の向上やいじめ・不登校の解消などに関する課題が指摘されております。

また、家庭においては、核家族化などにより子育ての不安に悩む保護者、様々なストレスを抱える子どもが増加し、地域社会においては、他人の子どもへの無関心による関係の希薄化などが進み、家庭や地域が従来の教育力を発揮できない状況にあります。

その結果、子どもの社会規範や公共心などの低下、コミュニケーション能力の低下による豊かな人間関係が構築できないことなどが懸念されています。

こうした中で、これからの教育にあっては、大人が子どもと共に学び続ける「生涯にわたる教育の実践による人づくり」を目指し、学校・家庭・地域が強固な連携のもと取り組むことが、これまで以上に必要とされており、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進が求められています。

(1) 少子高齢化の進行

① 少子化

少子高齢化の進行に伴い、子ども同士が切磋琢磨する機会が減り、家庭や地域において、ひとり遊びや人間関係の希薄化などにより、人とのコミュニケーションがうまくとれず、豊かな人間関係が築きにくくなっています。

また、核家族化・共働きなどで子育ての経験や知識が伝わりにくくなることで、保護者の子育ての不安や孤独感による子どもに対する過保護・過干渉が懸念されています。

このような状況の中で、子どもたちの豊かな情操、社会規範、人間関係を築く力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、体験活動や道徳教育を充実するほか、各学校の実情や子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた少人数教育、学校・地域（世代）・行政が一体となって取り組む情操教育の推進などが求められています。

また、家庭や地域の教育力を向上させるため、保護者や地域住民が参加しやすい学校環境が求められています。

② 高齢化

高齢化社会においては、生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得のため、市民一人一人が、相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域に生かすことのできる生涯学習の環境づくりが必要となります。

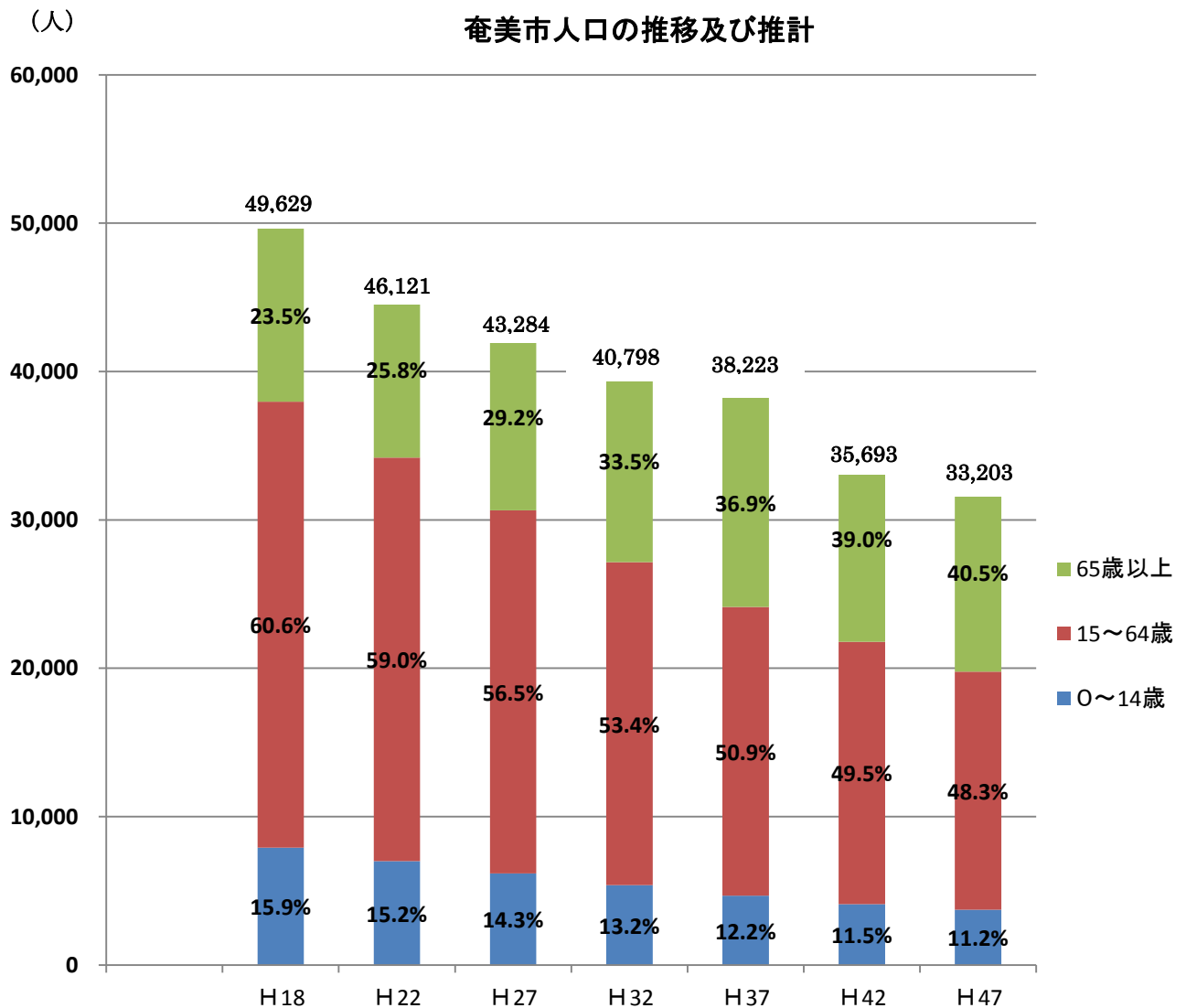
特に、高齢者の知恵や経験を次世代に伝えていくことは、地域社会の活力を維持・向上させるために必要とされています。

そのために、生涯にわたる教育の実践が求められています。

③ 社会活力の低下

2060年には、国の人口は約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。このような急激な少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、コミュニティ機能の低下などが懸念されており、活力ある社会の維持向上が課題となっています。

このため、未来の希望である子どもを安心して生み育てることのできる地域づくりや子どもが社会情勢の変化に主体的に対応しうる知識・技能・体力の習得を進めるとともに、地域における連携の強化、文化・スポーツ活動を通じた地域間・世代間などの交流の拡大などが求められています。



資料: 日本の地域別将来推計人口(H25. 3推計)日本社会保障・人口問題研究所
住民記録 年齢別人口集計(奄美市市民課)

(2) グローバル化の進展と雇用環境の変化

① グローバル化の進展

今日の^{*}情報通信技術革新によるグローバル化の進展に伴い、対日・対外投資の拡大や貿易・金融の自由化など地球規模での市場経済化が進み、滞日・訪日外国人の増加など、国境を越えた交流が拡大しています。

このような中で、異文化や慣習等に理解力があり、諸外国人とコミュニケーションが図れ、国際社会において日本人としての誇りと自覚のもと、自己の意見を伝えることができる人材が必要とされています。

このため、地域力の根幹である歴史、自然、文化及び先人の遺徳などについての理解を促進するとともに、姉妹都市交流の推進を通じた異文化の尊重や、^{*}ALT（外国語指導助手）の活用による諸外国人とのコミュニケーション能力の育成などが求められています。

② 雇用環境の変化

長引く景気低迷や世界経済の減速、国際競争の激化などを背景に、若年者の失業率・非正規雇用の割合が増加するなど雇用情勢は、厳しさを増しています。

こうした中で、従来の終身雇用・年功序列といった横並びの雇用慣行が変わりつつあり、企業における人材育成力が低下していることから、若者の主体性を有し、社会情勢の変化に対応しうる能力の向上が必要となっており、教育を通じた勤労観、職業観及び働くことに必要な能力を身に付けさせる学習機会の提供などが求められています。

(3) 地域社会、家庭の変容と格差の再生産

① 社会のつながりの希薄化

近年、核家族化・共働き・少子化等の家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、地域社会においての人間関係や住民間のつながりの希薄化や支えあい意識の低下が指摘されています。

これにより、コミュニティの崩壊とともに、地域力の根幹である自然、歴史、文化及び先人の遺徳などの次世代への継承・発展が困難となることが懸念されます。

こうした中で、これからの教育にあっては、大人が子どもと共に学び続ける「生涯にわたる教育の実践による人づくり」を目指し、学校・家庭・地域が強固な連携のもと取り組むことが、これまで以上に必要とされており、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進が求められています。

② 格差の再生産

格差が個人の努力などによって生じることは、やむを得ないことですが、個人の能力を発揮する機会が、経済的・社会的な事情にかかわらず等しく享受されなければなりません。

しかしながら、地方の衰退など地域間格差、家庭環境や世代間などの社会的・経済的格差の進行が、教育やその後の就業の状況とあいまって、社会の活力低下などにつながるものが懸念されています。

このような中で、教育における格差是正には、自ら主体的に判断し、適切に行動できる力などを育むことが必要とされており、子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた少人数教育や習熟度別学習など「個」に応じた、きめ細やかな教育の推進が求められています。

(4) 環境問題等への対応

温室効果ガスの増加による地球温暖化などの環境問題や食糧、エネルギー問題が世界規模で深刻化しており、大量生産・大量消費という物質的な豊かさのみの追求という社会のあり方を見直し、人に優しい環境を維持するために持続可能な社会としていくことが課題となっています。

課題に対応するためには、技術革新、制度改正や社会生活の見直しなどによる環境への負荷低減に加え、古くから人と自然が共生してきた生活文化を含め、環境を良好な状態で次世代へ引き継ぐために、環境や生物多様性の保全と活用について、理解し、行動できる人づくりが必要となっています。

このため、生物多様性、地球温暖化などの自然環境について理解や自然とふれあう体験活動を推進するほか、食糧の自給率、エネルギーや資源の効率化に関することなどについて、家庭・地域と連携し、発達の段階に応じた教育が求められています。

(5) 高度情報化の進展

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基本として重要となる「知識基盤社会」の時代が到来する中で、特に、情報技術の発展は、経済や暮らしの利便性が高まるとともに、政治・経済などに様々な変革をもたらしています。一方で、個人情報^{*}の漏洩、会員制交流サイトなどのいじめやトラブル、ネットワーク犯罪の危険性^{*}、有害情報^{*}の氾濫などが課題となっています。

さらに、インターネットや携帯電話が普及する中、遊びの孤独化など人とのコミュニケーションがうまくとれず、豊かな人間関係が築けない子どもが増えているとの指摘もなされています。

こうした中で、子どもたちが高度情報化社会を主体的に生きていくためには、情報活用能力や情報モラルの向上、有害情報への適切な対応能力を身に付けさせることが求められています。

(6) 教育環境の安全性

地震、津波などの自然災害や学校・通学路における事件・事故など地域社会の安全・安心の確保が課題になっています。

教育の分野においても、学校は、子どもたちの健やかな成長と自己確立を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境づくりが重要となっており、東日本大震災をはじめとする災害の教訓を踏まえた防災教育や学校施設の安全確保、登下校時の安全対策などが求められています。

(7) 生涯学習社会の実現

世界規模の問題が山積し、時代の変革期にある現在、諸問題の解決に向けた「協働」や新たな社会的価値の創造が求められています。併せて、社会・経済的变化が激しく、多様性が一層進行する中にあるには、個人の幸せの追求や持続可能で活力ある社会の構築に向けた、今後の方向性は行政のみならず、一人一人が社会の一員として、社会全体で見いだすことが求められています。

また、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基本として重要となる「知識基盤社会」が到来する時代にあつては、生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得のため、一人一人がそれぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で、相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習環境を構築し、生涯にわたる教育の実践が必要とされます。

2 国・県の動向

国においては、教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、新しい時代の教育の基本理念を明確にし、その振興を図るため、平成 18 年 12 月に教育基本法を改正しました。

改正教育基本法では、「人格の形成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしつつ、今の時代に求められている教育理念として「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すとし、生涯学習社会の実現、信頼される学校の確立、家庭教育・幼児期の教育、学校・家庭及び地域の連携協力などについて、新たに規定されました。

改正教育基本法の理念を具体的に実現していくために、同法第 17 条第 1 項において、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画（教育振興基本計画）を国が策定することとされました。

これを受けて、平成 20 年 7 月には、10 年間で「義務教育終了までに、全ての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを目指す教育振興基本計画を、その後、平成 25 年 6 月

に第2期教育振興基本計画が策定されました。

第2期計画においては、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、教育の再生を図り、責任をもって教育成果の保証を図っていくため、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を教育行政の4つの基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策が示されました。

また、鹿児島県においても平成26年2月に2期目となる「鹿児島県教育振興基本計画」を策定し、自然・歴史・文化など鹿児島の特性を生かした、鹿児島県の実情に応じた教育振興のための施策を定めています。

3 本市の動向

本市では、これまで奄美市総合計画における教育分野の「地域の中で教え、学ぶ教育・文化のまちづくり」を基本目標とし、さらに基本方針の「地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～」及び教育施策の5つの柱である、新しい時代を拓く【あまみっ子】（「確かな学力」の定着と向上）、心豊かで強い【あまみっ子】（「豊かな心」の醸成）、たくましい体の【あまみっ子】（「健やかな体」の育成）、島を愛する【あまみっ子】（「郷土を愛する心、異なる文化を尊重する心」の醸成）、市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア（生涯学習体系の構築）の実現に向け、生涯にわたる教育の実践の理念のもと、学校教育、家庭教育、地域教育などあらゆる教育環境の充実・連携を図るとともに、教育行政に係る各種施策を進めてまいりました。

今日の都市部の状況同様、本市においても少子高齢化の進行、核家族化・共働きなど家族形態の変化、地域社会においての人間関係や住民間のつながりの希薄化や支え合い意識の低下により、家庭や地域が従来の教育力を発揮できない状況にあります。

一方、学校においては、児童生徒の学力・体力・規範意識の向上やいじめ・不登校などの問題行動の解消、学校内外での安全・安心の確保など課題が指摘されております。

このような状況の中、地域の宝で未来を担う子どもたちの豊かな情操、他者への思いやり、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた教育を推進することが重要となってきます。

4 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

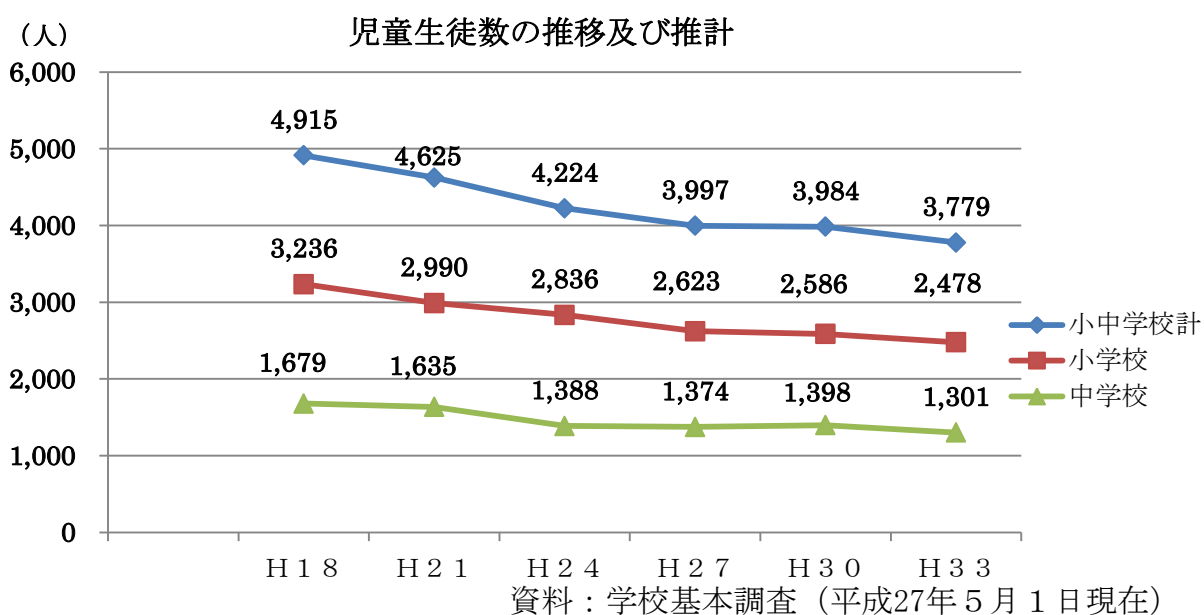
(1) 児童生徒数の減少

本市は、平成18年3月に1市1町1村の合併で誕生し、27年度、合併10周年を迎えました。合併時の学校・児童生徒の状況は、学校数は、33校（うち併設5校）、児童生徒数は、4,915人となっておりますが、27年度の児童生徒数は3,997人と少子化の進行が著しいものとなっております。

また、一校当たりの学級数は、国において12学級以上18学級以下とする旨の基準がありますが、本市の小・中学校（小学校21校、中学校12校）のうち、この基準を満たしているのは、小学校4校、中学校2校と小中併設も含め、小規模校が多いという現状にあります。

小規模校では、児童生徒一人一人にきめ細やかな対応が可能な反面、子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなること、教職員の配置など教育環境が必ずしも十分ではないのではとの指摘もなされています。

このような状況の中で、子どもたちの豊かな情操、社会規範、人間関係を築く力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、学校・地域・行政が一体となった取組や各学校の実情や子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた柔軟な教育活動が求められています。



平成27年度 小・中学校の学校規模の状況（特別支援学級含む）（単位：校，%）

区分	1～3学級	4～7学級	8～11学級	12～18学級	19学級以上	計
小学校	10(47.6)	6(28.6)	1(4.8)	2(9.5)	2(9.5)	21
中学校	7(58.3)	2(16.7)	1(8.3)	2(16.7)	0	12

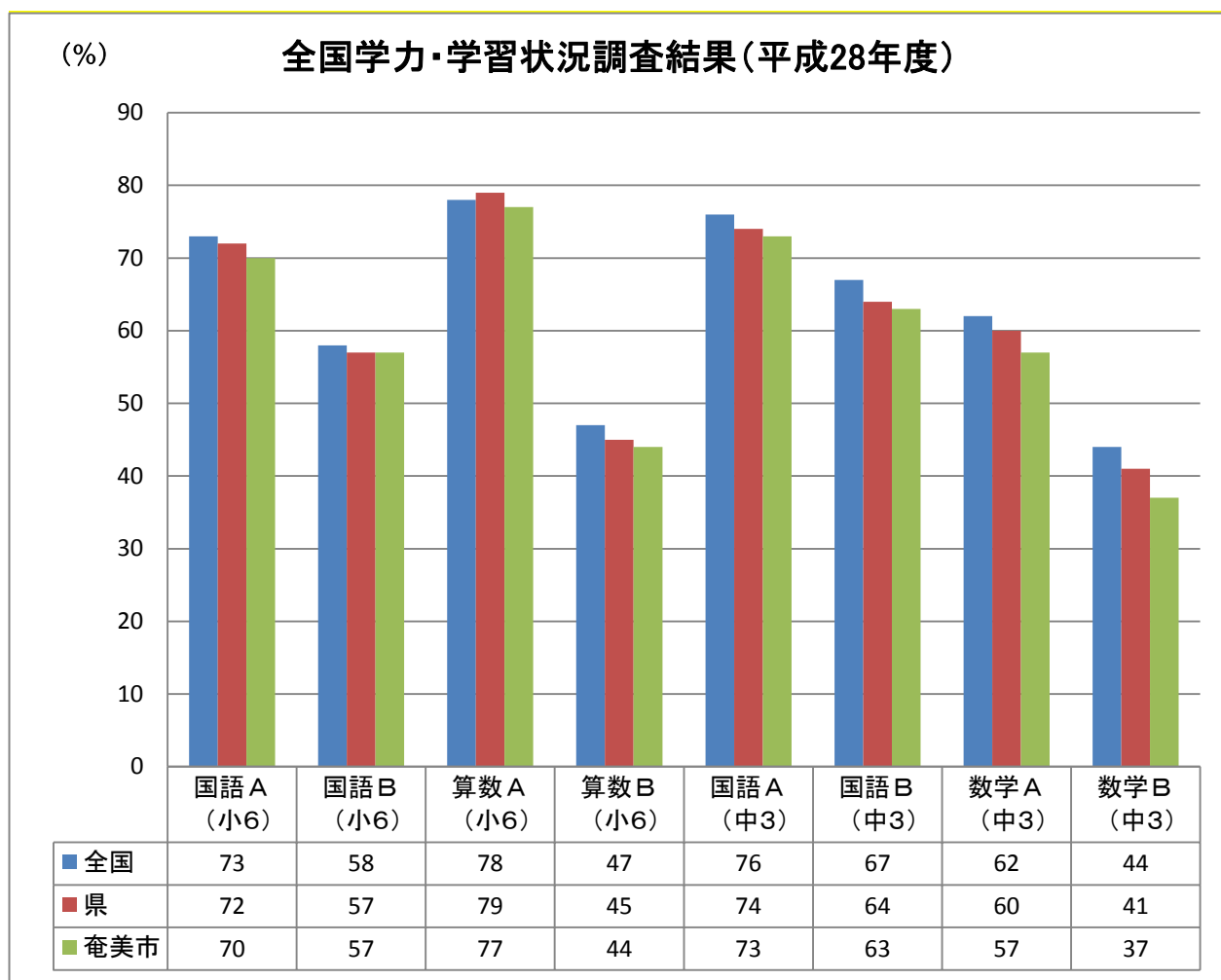
（資料：学校基本調査 平成27年5月1日現在）

（2） 学力の状況

本市の小中学生の学力は、平成28年4月に実施された^{*}全国学力・学習状況調査によると、小学校6年は、国語A・B、算数A・Bともに全国平均正答率との差が1ポイントから3ポイント以内となっています。各学校で行われている「授業改善」への取組の成果が現れつつあり、全国との大きな差が見られなくなってきたと考えます。今後も、国語、算数ともに、基礎的・基本的な知識の定着だけでなく、それらを活用する力の更なる育成が必要です。

中学生では、平均正答率は、国語・数学ともに県・全国平均を下回りましたが、数学Bを除き、全国・県との差を大きく縮めました。特に、国語はA、Bともに全国との差が4ポイント以内となりました。ここ数年、少しずつですが、県や国との差が縮まっている状況です。

今後は、各学校において、市策定の「学力向上対策・5つの方策」の徹底による教職員の授業力向上を図り、児童生徒の個々の資質・能力を育成すること、また、「家庭学習 60・90 運動」の推進による家庭との連携を図った学習の充実に努めることが必要となります。

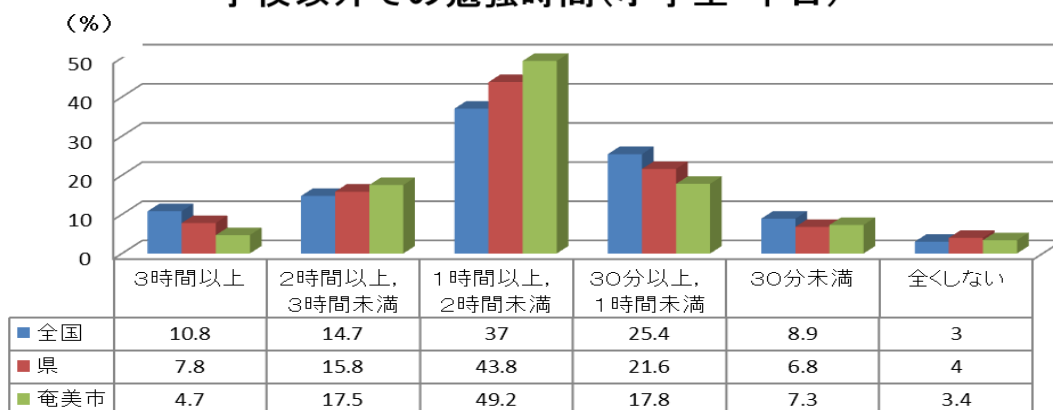


(資料：学校教育課)

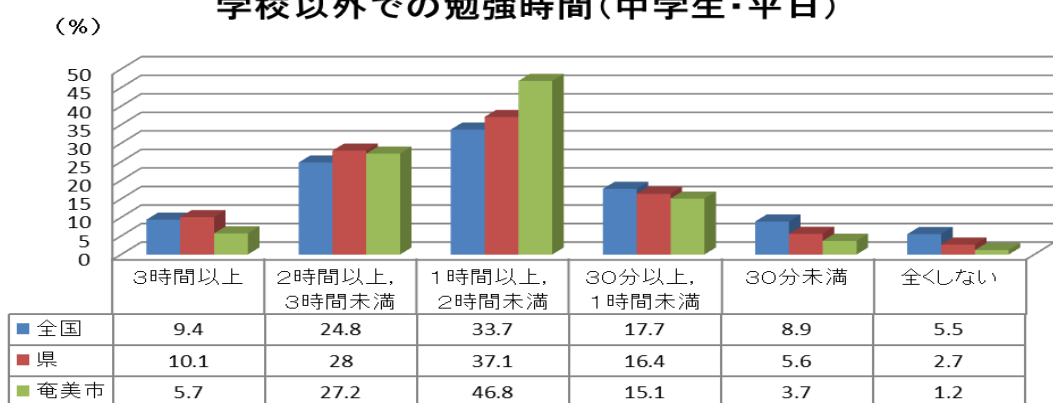
(3) 学習の状況

「学校外での勉強時間」については、平成27年度と比べ、平日の家庭学習時間は、小中学生ともに減っています。しかし、中学生の30分未満の生徒の割合は減少しました。土日については、小中学生ともに学習時間が1時間未満の割合が、県や全国の平均よりも少なくなっています。

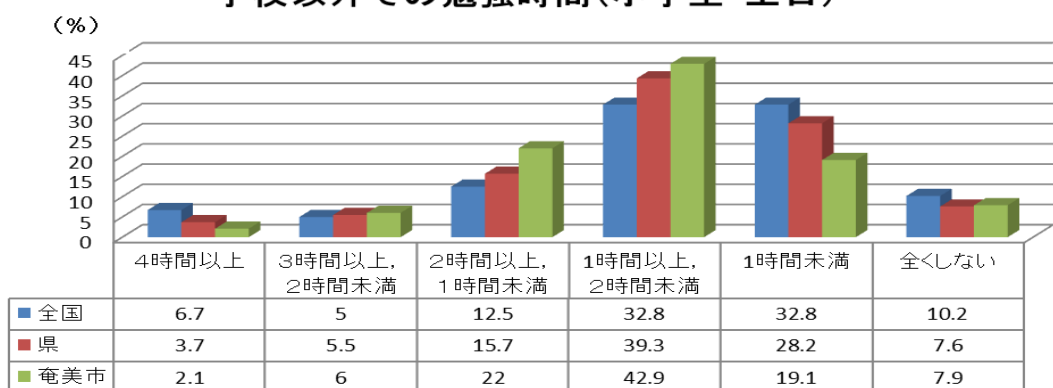
学校以外での勉強時間(小学生・平日)



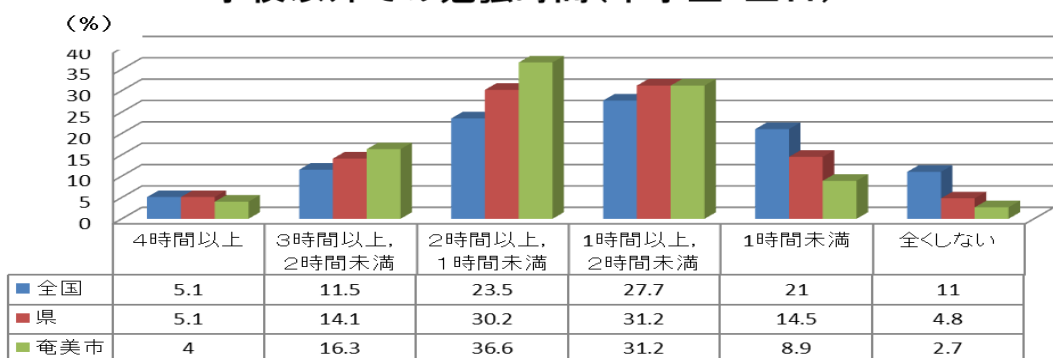
学校以外での勉強時間(中学生・平日)



学校以外での勉強時間(小学生・土日)



学校以外での勉強時間(中学生・土日)



(資料：学校教育課)

(4) 児童生徒の体力・運動能力

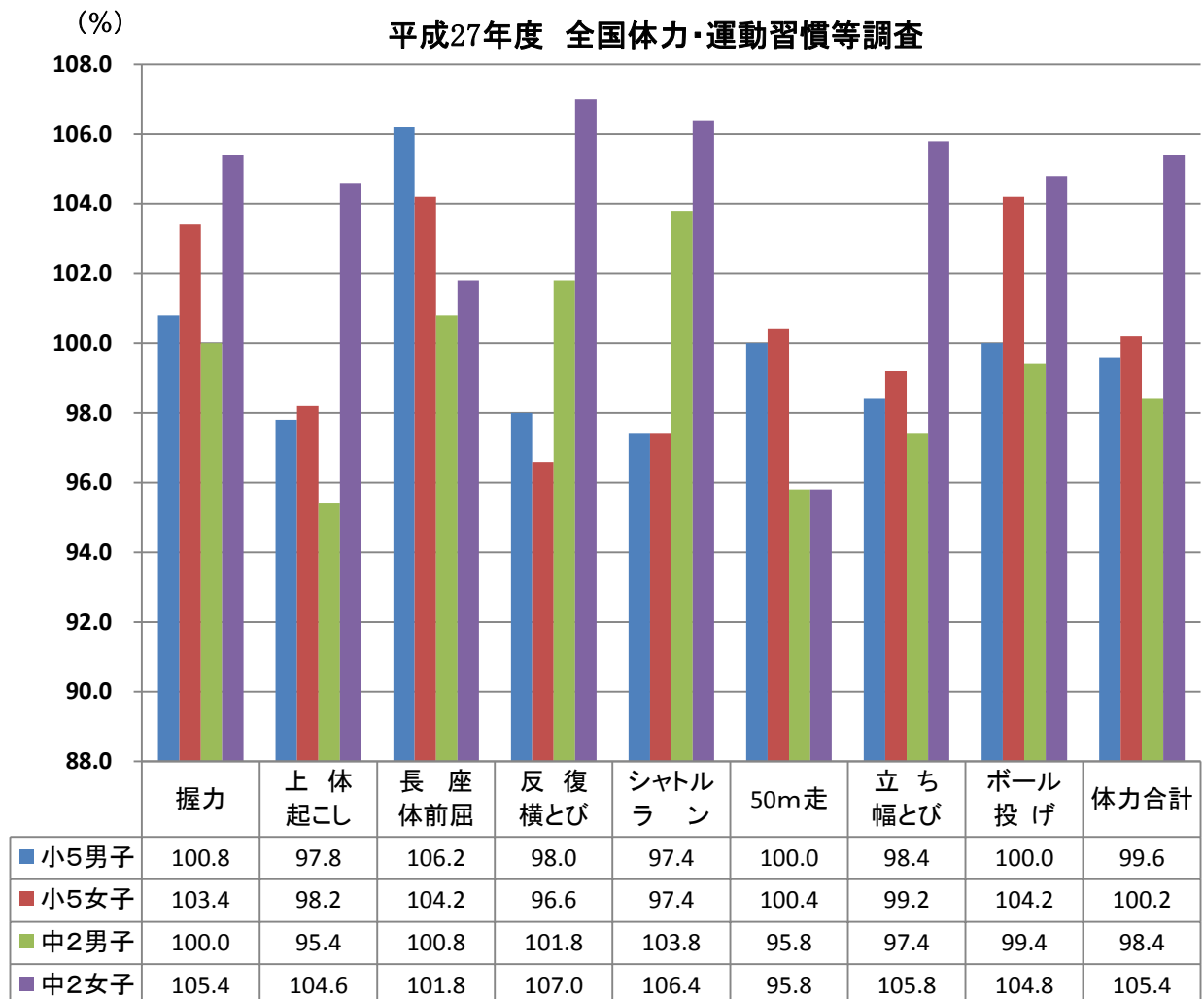
文部科学省によれば子どもの体力は、一部の種目や年齢でやや向上しているものの20年ほど前に比べると低い水準で推移しています。

平成27年度^{*}全国体力・運動能力、運動習慣等調査から、本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、体力合計点で全国平均と比べると男子児童生徒は低く、女子児童生徒は高いことが示されています。体力要素別に見ると小学校では、上体起こし、20mシャトルラン、反復横跳び、立ち幅跳びの4種目、中学校では、50m走が男女共通して劣っています。

また、「特に運動が嫌い」と回答する小学校の男子児童が全国平均を上回っています。

このような現状の背景には、体全体を使った遊びやスポーツに関わる時間、仲間などの確保が困難になっているなど、子どもを取り巻く環境の変化が影響していると考えられています。

今後は、家庭での活動的な生活習慣を身に付けることや幼児期における運動体験の充実、学校における運動を楽しむための能力の育成、地域の^{*}スポーツ推進委員の活用など家庭・地域・学校が一体となって児童生徒の体力・運動力の向上に取り組んでいく必要があります。



全国平均を100とする。

(資料：学校教育課)

(5) いじめ・不登校の状況

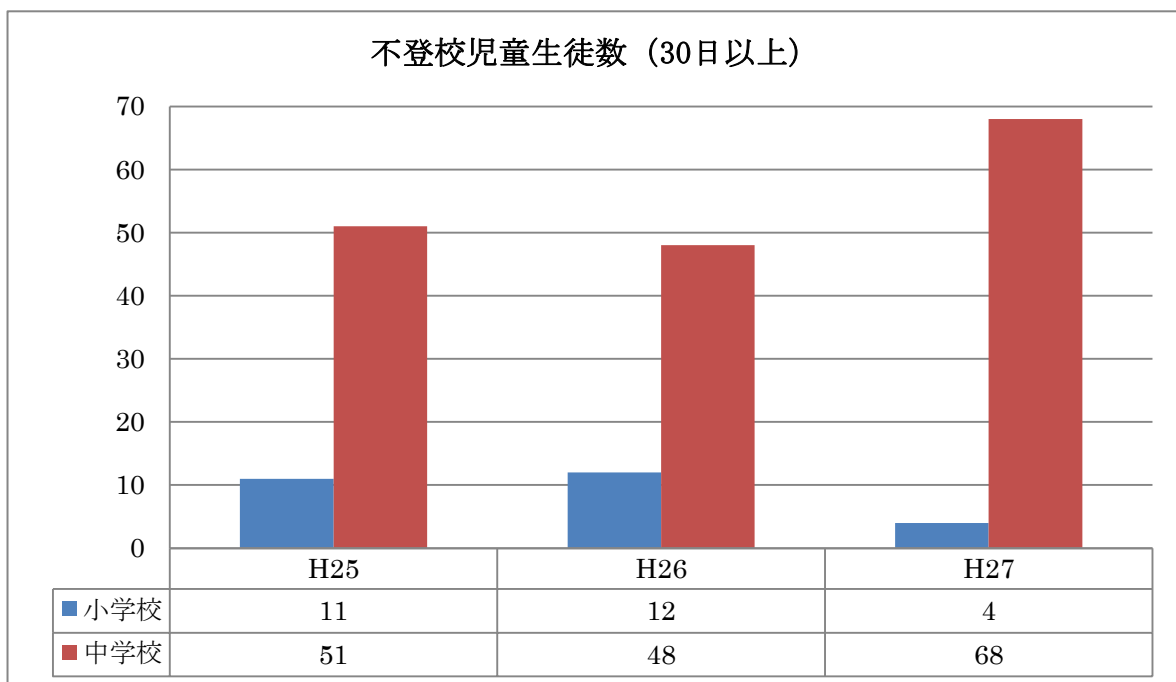
いじめ・不登校など問題行動は、教育行政の抱える喫緊の課題であり、減少傾向にはあるものの依然として憂慮すべき状況にあります。

不登校について、平成 27 年度の本市中学校における不登校生の在籍率（4.59%）は、県（2.89%）や全国（3.11%）を上回っており、早期の解消に向けた継続的な取組が求められています。

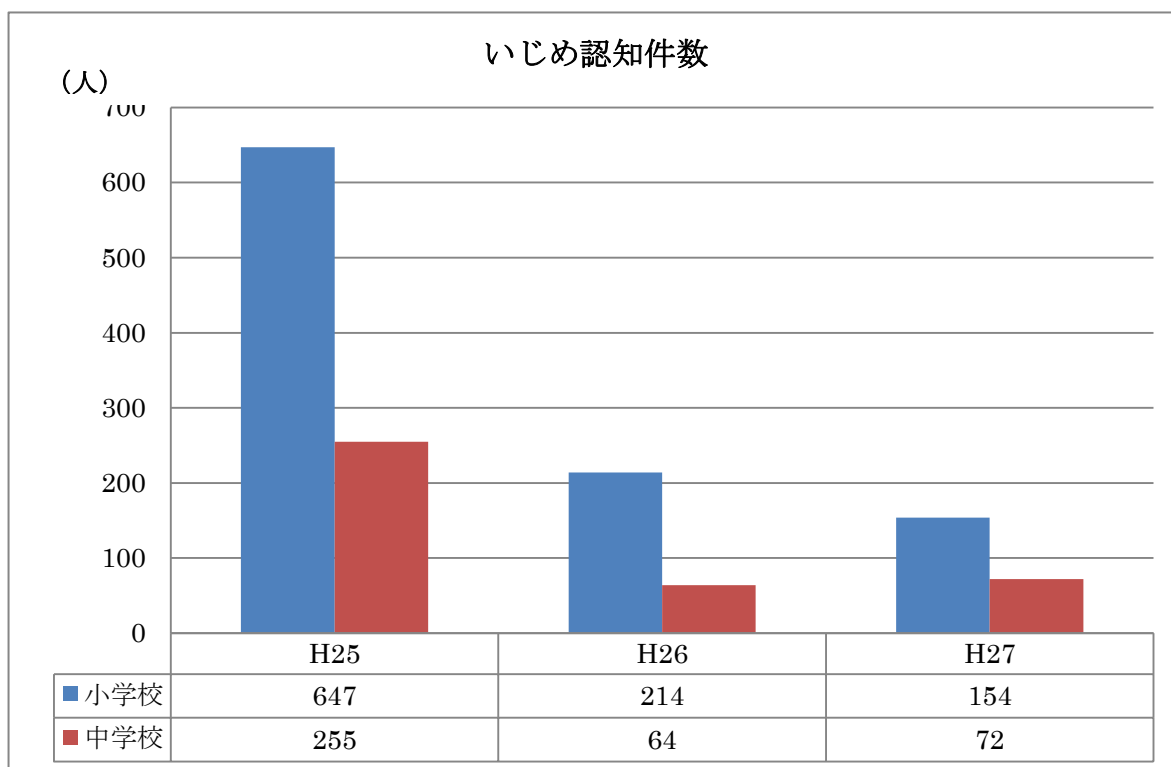
不登校の原因として、本人に関することや友人関係、家庭環境をめぐる問題となっていることから、その不安や悩みに対応するための教育相談員やスクールソーシャルワーカー、^{*}スクールカウンセラーによる相談活動などの充実、他の児童生徒とふれあえる環境づくり・学習支援の充実など学校への復帰に向けた家庭、関係機関と連携した取組と豊かな心を育てる情操教育の充実が必要とされます。

また、いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与える重大な問題と受け止め、「^{*}奄美市いじめ防止基本方針」を基にいじめ問題の克服に向け、学校・家庭・地域住民などが積極的に連携し、未然防止、早期発見、即対応に取り組む必要があります。

さらに、近年の高度情報化の進展により、インターネットを利用したトラブルやネットを介したいじめ等が課題となっており、子どもたちが^{*}高度情報化社会を主体的に生きていくためには、情報活用能力や^{*}情報モラルの向上、^{*}有害情報への適切な対応能力を身に付けさせることも求められています。



（資料：学校教育課）



(資料：学校教育課)

(6) 教育環境の整備・充実

公立学校施設は、児童生徒にとって安心して学習・生活する場であるとともに、災害時には、地域の避難場所となるなど防災拠点としても重要な役割を担っていることから、安全性の確保と環境改善が求められています。

文部科学省は、平成 23 年 5 月 24 日に「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、公立学校施設の耐震化^{*}について、平成 27 年度のできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出しました。

本市においては、耐震補強や改築により、公立学校施設の耐震化を平成 28 年度で完了する見込みですが、引き続き、老朽化した施設の改築や改修による長寿命化など、よりよい教育環境づくりを図っていく必要があります。

また、近年、学校への不審者の侵入や児童生徒の交通事故の発生などが後を絶たないことから、児童生徒の安全・安心を守るための体制整備や地域づくり、交通安全対策などの安全教育及び地震・津波対策などの防災教育^{*}の推進が求められています。

校舎等耐震化の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

（単位：棟，％）

学校・幼稚園	種 別	棟 数	耐震性の ある棟数	耐震化率
小学校	校舎	48	46	95.8
	屋体	19	19	100.0
中学校	校舎	28	28	100.0
	屋体	9	9	100.0
幼稚園	園舎	4	4	100.0
計		108	106	98.1

（資料：総務課）

（7） 学校給食

本市の学校給食は、笠利地区の 10 校が給食センター方式、名瀬地区 14 校と住用地区 4 校が単独自校調理場方式で実施しています。

名瀬・住用地区における給食施設の現状は、一部ドライシステム化したウエットシステムによる給食施設 17 か所（住用小・住用中学校は併設）のうち、11 施設が建築後 30 年以上経過し、建物等の老朽化が顕著で、かつ、学校給食法第 9 条第 1 項の規定に基づく、「学校給食衛生管理基準」を十分に満たしていないことから、「将来を見据えた安全・安心そして栄養バランスに配慮した学校給食の児童・生徒への提供」に向けて、早期の根本的な改善が不可欠となっています。

このことから、平成 26 年度に学校・保護者・栄養教諭・給食調理員・職員労働組合の代表者と庁内関係課職員で構成された「奄美市名瀬・住用地区学校給食施設整備検討委員会」において、交通環境・児童生徒数推移見込みなどをもとに、衛生管理面の充実及びアレルギー対応などの安全性、短期間での衛生管理基準の適合達成と整備の実現性、効率的な運営などの経済性、食育の推進や自校方式の利点の取り入れなど、あらゆる観点から総合的、現実的な議論を深め、給食センター化という方針も含め、得られた結論を「奄美市名瀬・住用地区学校給食施設整備基本構想」として取りまとめました。

今後は、名瀬・住用地区の学校給食について、学校衛生管理基準に基づき、「将来を見据えた安全・安心、そして栄養バランスに配慮した学校給食の児童生徒への提供」に向け、「学校給食センター」を整備します。

名瀬・住用地区の給食室の建設年月及び面積等

(平成28年4月現在)

	学 校 名	建設年月	建築面積	構造	築年数
小 学 校	名瀬小学校	S60.03	175㎡	R	31
	奄美小学校	S62.12	190㎡	R	29
	伊津部小学校	S54.12	171㎡	R	37
	朝日小学校	H03.02	150㎡	R	25
	小宿小学校	S61.03	125㎡	R	30
	知根小学校	S58.01	60㎡	R	33
	小湊小学校	S58.12	60㎡	R	33
	住用小(中含む)学校	S52.03	101㎡	R	39

	学 校 名	建築年度	建築面積	構造	築年数
中 学 校	名瀬中学校	S59.02	171㎡	R	32
	金久中学校	S56.12	171㎡	R	35
	朝日中学校	S54.11	81㎡	R	37
	小宿中学校	S62.02	100㎡	R	29
	住用中学校	住用小学校と共同調理			

	学 校 名	建築年度	建築面積	構造	築年数
併 設 校	大川小中学校	H04.02	80㎡	R	24
	崎原小中学校	H02.03	78㎡	R	26
	芦花部小中学校	S58.01	60㎡	R	33
	東城小中学校	S51.03	81㎡	R	40
	市小中学校	S53.01	81㎡	R	38

※ 構造の「R」の記載は鉄筋コンクリート

(8) 公立小・中学校の適正規模・適正配置

児童生徒が集団の中で、相互に学びあい、支えあい、高めあい、切磋琢磨することを通して知識や技能のみならず、豊かな情操、社会規範、人間関係を築く力、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むという学校の特質を踏まえると、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。

このことから、国において、標準学校規模（学級数）を定めるなどして、地域の実情に応じた学校規模の適正化・適正配置を推進してきました。

現状、国全体としてみた場合、標準規模を大きく下回る学校が相当数存在しており、本市においても小・中学校（小学校 21 校、中学校 12 校）のうち、国の基準を満たしているのは、小学校 4 校、中学校 2 校と小中併設も含め、小規模校が多いという状況にあり、児童生徒一人一人にきめ細やかな対応が可能な反面、子ども同士が切磋琢磨する機会が少なくなること、教職員の配置など教育環境が必ずしも十分ではないのではとの指摘がなされております。

さらに、地域社会においての人間関係の希薄化や核家族化、共働き・少子化等の家族形態の変化といった背景の中で、家庭や地域が従来の教育力を発揮できない状況にあること

から、学校が小規模であることに伴う課題が、これまで以上に表面化しているとの指摘もあります。

一方で、学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域の交流の場等地域コミュニティの拠点としての機能を併せて持っています。

今後も少子化の進展が予想される中、義務教育の機会均等や教育水準の向上の観点から、地域の実情に応じた義務教育のあり方や学校規模の適正化及び小規模校対応など、行政主導でなく、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら、将来にわたって継続的に検討することが求められています。

(9) 幼児教育

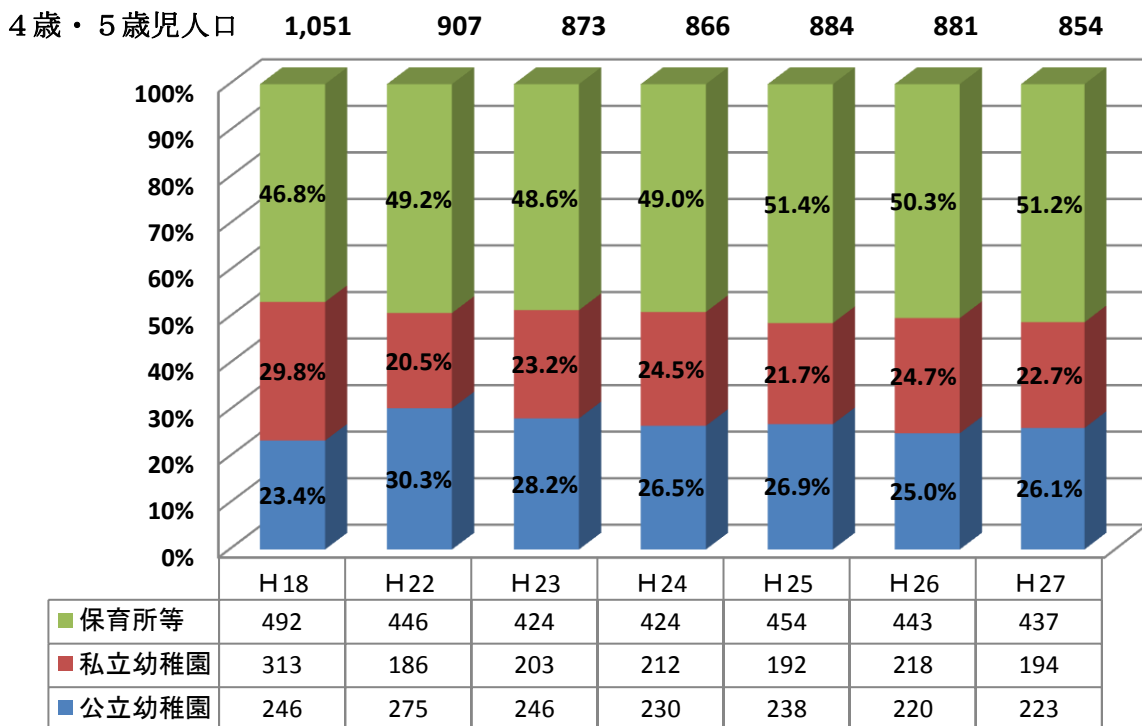
① 公立幼稚園の園児数

本市における平成 27 年 4 月現在の 4～5 歳児の人口は 854 人で、そのうち、26.1%が公立幼稚園に就園（22.7%は私立幼稚園，51.2%は保育所等）しています。

合併前の平成 17 年度には、6 園（旧名瀬市 5 園，旧笠利町 1 園）あった公立幼稚園を園児数の減少などに伴い、旧名瀬市の 3 園を統合し、現在 4 園となっています。

少子化が進展する中、今後、子ども・子育て支援新制度下での子育て環境の構築に向け、公立幼稚園のあり方の検討が求められています。

4・5歳児就園状況



(資料:総務課)

② 幼児教育の充実

現在、市内の公立幼稚園においては、笠利地区で3か年保育、名瀬地区では、4・5歳

児が一つの学級で生活する異年齢混合保育を実施しており、園外保育を通じた自然とのふれあいや体力づくり、島唄・八月踊りなど郷土の文化の体験、地域住民との交流活動など各園が工夫を凝らした教育を展開しています。

また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園評価を生かした教育活動や幼稚園における特別支援教育及び「運動遊び」指導の充実、子どもの発達に即した保育に向けての校種間交流の推進が求められています。

今後、子どもの小学校への円滑な移行のため、家庭との連携を図りながら教育内容や方法の充実が必要となります。

5 生涯学習、芸術文化及びスポーツ振興における現状と課題

(1) 家庭・地域教育

近年の核家族化、共働き、少子化等の家族形態の変化や地域の連帯意識の低下に伴い、本来、子どもたちが身に付けるべき豊かな情操、礼節、生活習慣、社会規範や人間関係を築く力などが十分に備わっていないなど、家庭や地域が従来の教育力を発揮できていない状況にあります。

子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣、他者への思いやり、自立心、社会規範などを身に付け、やすらぎや家族団らんを通して人格の基礎が形成される場であり、教育の基本は、まさに家庭にあるといえます。

また、地域社会は、家庭や学校という限られた人とのつながりの枠を越えて、地域行事等を通して、多くの大人との関わりや様々な体験による学びの場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を担っています。

本市では、家庭教育支援のため家庭教育学級での学習機会の充実、就園・就学前における子育て講座や家庭教育学級合同研修会の実施、また、PTA活動において家庭教育に関する4つの運動（「早寝・早起き・朝ごはん運動」、「家庭学習60・90運動」、「ともに親しむ読書運動」、「島唄・島口、美ら島運動」）の推進など、家庭教育力向上に向けた取組を行っています。

また、学校応援団事業やふるさとリーダー奄美塾の体験活動等を通じた、地域社会とのつながりを深める機会を増やしていく必要があります。

その中で家庭教育学級は、創作活動や趣味的なものに偏重しないなどの内容の充実、講話型から参加型へあり方の見直し、学級生のみならず全保護者の参加など工夫・改善の必要があります。

家庭や地域社会が本来の子どもへの教育力を発揮するためには、大人が子どもと共に学び続ける「生涯にわたる教育の実践による人づくり」を目指し、学校・家庭・地域が強固な連携のもと取り組むことがこれまで以上に必要とされており、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進が求められています。

(2) 生涯学習の推進

今日の少子高齢化、国際化、高度情報化などの社会情勢の変化や新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基本として重要となる「知識基盤社会」の時代が到来する中で、生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得のため、市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

また、社会経済情勢の変化、価値観やライフスタイルの多様化を背景にして、生涯学習へのニーズも多様化し、より専門的になっています。

本市の生涯学習環境については、まず、市民がそれぞれのニーズに応じた学習の場としての生涯学習講座を市内6公民館（分館含む）及び奄美振興会館において80講座、分散講座で10講座開講し、その成果を地域へ還元する場としての「市民文化祭」「美術展覧会」を民間、文化団体、行政が一体となって企画・運営しています。

また、小中学生の夢の発表や、地域のNPO、事業所の取組の紹介など、相互に学びあい、高めあう場としての「奄美市まなび・福祉フェスタ」も開催しています。

生涯学習社会の実現に向けては、今後、「学ぶ」から「意識向上」、そして、「実践活動」へステップアップを図るため、生涯学習機会の拡充に努める必要があります。

平成28年度 奄美市生涯学習講座

	名瀬中央 公民館	金久 分館	四谷 分館	伊津部 分館	住用 公民館	笠民 公民館	振興 会館	分散 講座
講座数	5	22	9	7	8	24	5	10

(資料：生涯学習課)

(3) 青少年の健全育成

近年の核家族化、共働き、少子化等の家族形態の変化及び地域社会においての人間関係の希薄化や支えあい意識の低下、高度情報化の進展に伴う会員制交流サイトでのいじめやトラブル、ネットワーク犯罪の危険性、有害情報の氾濫、長引く景気低迷や国際競争の激化などを背景とした若年層の雇用情勢の悪化など、青少年を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。

本市においては、平成22年以降、不良行為少年の補導人数は、年々減少傾向にはありますが、平成28年5月末現在、前年同期で59人の減少ではあるが、児童虐待、いじめなども含め、今後とも注視する必要があります。

青少年の健全育成に向けては、地域社会の教育力を強化し、警察、児童相談所などの専門機関と家庭・学校・地域が一体となり、地域ぐるみで取り組むことが求められています。

不良行為少年の補導状況（奄美警察署管内）

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
補導件数	700	616	514	292	151	217

（資料：奄美警察署）

（４） 芸術文化活動の推進

市民の価値観やライフスタイルが多様化している中で、本市では、市民の芸能や美術、写真、書道など芸術を発表及び展覧する「市民文化祭」、「美術展覧会」や奄美の島唄の原風景ともいふべき「十五夜唄あしび」、青少年の芸術鑑賞会などを実施することで、市民の活力に満ちた心豊かで生き甲斐のある暮らしの実現と芸術文化によるまちづくりを推進しています。

市民の芸術文化活動への関心の表れとして、本市には、109 団体、加盟人員 1,581 人（平成 28 年 6 月現在）の芸術文化団体が文化協会に加盟し、公民館など社会教育施設を拠点として、個々の団体の特徴や地域の特性を生かした活動を行っています。

また、地域力の根幹である島唄、八月踊り、シマグチなどの伝統文化については、伝統文化保存事業などに取り組んでいますが、地域の高齢化・過疎化が進む中、いかに次世代に継承していくかが課題となります。

市民の芸術文化活動へのニーズが高まる中、市民が芸術文化に親しむ機会の充実、活動及び披露の場の確保を図るなど市民、関係団体、市が協働することにより、よりきめ細やかな芸術文化活動を促進するとともに、社会教育施設の充実及び利用の拡大に努め、地域の芸術文化活動を次世代へ継承するための指導者及び後継者の育成が求められています。

（５） 文化財の保護と活用

文化財は、先人が自然と共生してきた生活文化などを連綿と守り引き継いできた、市民共通の貴重な財産であり、地域力の根幹といえます。

先人の足跡を正しく理解し後世に伝えていくとともに、文化財を活用して市民が郷土の歴史や文化・自然に親しみ、文化の薫り高い魅力ある地域づくりを進めることが求められています。

本市は、「宇宿貝塚」、^{*}「赤木名城跡」、^{*}「小湊フワガネク遺跡」 3 件の国指定史跡をはじめ、国指定重要文化財（建造物）^{*}「泉家住宅」、国指定重要文化財（考古資料）^{*}「小湊フワガネク遺跡出土品」、県指定史跡^{*}「城間トフル墓群」等の多数の国・県・市指定の文化財を有しています。これらの文化財については、奄美市文化財保護審議会において、保護と活用について対策を講じていますが、史跡指定範囲拡大に向けた地元地権者の理解を得ることや保存のための建造物の修繕、伝統文化継承のための後継者の育成などいかにして次世代へ継承していくかが課題となっています。

また、地域（郷土）を知る上において欠かせない未指定の文化財についても収集・調査研究・情報発信をしていく必要があります。

今後、平成30年夏の世界自然遺産登録を見据えて、地域力の根幹である文化財に愛着と誇りを持てるよう、積極的な情報発信や看板設置など普及・啓発活動に努めることが必要です。

また、埋蔵文化財は、いにしえの人と自然が共生してきた生活文化などを現在に現す、その地域に根ざした遺産であることから、その保存及び活用に向けた事業の充実を図る必要があります。

国・県指定文化財

(単位：件)

	天 然 記念物	史 跡	重 要 文化財	登録有形	無形民俗	有形民俗	有 形
国指定	10	3	2	2			
県指定	4	1			2	1	
市指定	8	12			4	2	13

(資料：文化財課)

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションは、体を動かすという人間の本質的な欲求であり、生涯を通してそれぞれのライフスタイルにあわせて気軽に楽しみながら、心身の両面にわたる健康の増進を図ることができます。

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」では、「スポーツは、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」とし、全ての国民がその自発性の下に、それぞれの関心、適性に応じて、日常的にスポーツに、親しみ・楽しみ・支えあう活動に参画することのできる機会が確保されなければならないとしています。

本市では、次世代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し、協働する心、規律を尊ぶ態度を育むためのスポーツ少年団活動やスポーツ推進委員を活用した地域スポーツの推進、誰もが参加でき、人や地域が交流し、地域の一体感や活力を醸成する機会としての市民体育祭やチャレンジデーを開催するなど、生涯スポーツ推進に取り組んでいます。

また、スポーツアイランド構想に基づくスポーツ合宿の推進は、市民や子どもたちが各競技のトップアスリートと接し、身近に感じることで競技の底辺拡大及び競技力の向上、地域の活性化につながっています。

今後、生涯スポーツ社会の実現に向けては、市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツなどに親しめる機会の充実、スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導者などの育成、社会・学校体育施設の積極的な開放を含めたスポーツ施設の整備が必要となります。

第3章 奄美市教育行政の基本的方向

1 教育の基本理念

「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷（シマ）」という将来都市像に向けて、まちづくりの基本は、「ひとづくり」からという考えに立ち、少子高齢化社会が進展する中、未来の希望である子どもたちを安心して生み育てることができる地域づくりのために、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域の未来を担う子どもの確かな学力の定着と向上を図り、自ら学ぶ意欲と社会情勢の変化に対応できる豊かな心、健康でたくましい体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を社会に生かすことのできる生涯学習社会を形成し、文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化、伝統行事などを次代に伝承・発展させるまちづくり、奄美を愛し、奄美に誇りをもつ人づくりを進めます。

- 子どもを安心して生み育てることのできる地域づくり
- 市民一人一人が相互に学びあい、支えあい、高めあう生涯学習環境づくり
- 文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化など次代に継承・発展させるまちづくり
- 生涯にわたる教育の実践による奄美を愛し、奄美に誇りをもつ人づくり

2 教育の基本目標

地域の未来を担う「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するためには、学校教育だけで実現を目指すのではなく、家庭や地域社会がそれぞれの役割や機能を理解し、連携の強化を図る必要があります。

子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣、他者への思いやり、自立心、社会規範などを身に付け、安らぎや家族団らんを通して人格の基礎が形成される場であり、教育の基本は、まさに家庭にあるといえます。

また、地域社会は、家庭や学校という限られた人とのつながりの枠を越えて、地域行事等を通じて、多くの大人との関わりや様々な体験による学びの場として、子どもの健やかな成長のために重要な役割を担っています。

一方、学校には、変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」のバランスのとれた力を育むことやいじめ・不登校など諸課題への対応、特別支援教育体制の充実などが求められています。

地域の宝で、未来を担う子どもたちへの教育は、地域の全ての大人が責を負うものであり、地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進を家庭・学校・地域が連携して取り組むこと

で、変化の激しい社会で、よりよい未来を築き、健やかに生き抜くための「生きる力」を身に付けさせなければなりません。

大人が子どもの成長過程に向き合うことは、大人自身の生き方や姿勢を見つめ直すこととなることから、共に学び続ける必要があります。

つまり、教育は、生涯にわたって実践されるものといえます。

このように生涯にわたる教育の実践による人づくりを目指し、教育の基本目標を下記のように定めます。

- 1 児童生徒の個性，能力及び自主性を尊重し，学校，家庭及び地域社会の者が連携しながら，安全・安心で快適な学校生活を過ごせる教育環境の充実
- 2 地域に開かれた学校づくりや，郷土の教育的風土に根ざした体験活動，地域の文化を生かした郷土学習など，特色ある教育活動の支援
- 3 世代を超えて互いに学び，全ての市民一人一人が生き生きと共に支えあい，地域の特性を生かした多彩な学習と交流が広がるよう，共に生きる社会環境づくりの推進
- 4 歴史的・文化的景観を踏まえた文化財を生かしたまちづくり構想や地域ブランド開発を進め，文化的コミュニティ活動を促進する文化薫るまちづくりの推進
- 5 子どもたちの体力の向上を図るとともに，生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実の推進



地域の中で教え，学ぶ教育・文化のまちづくり

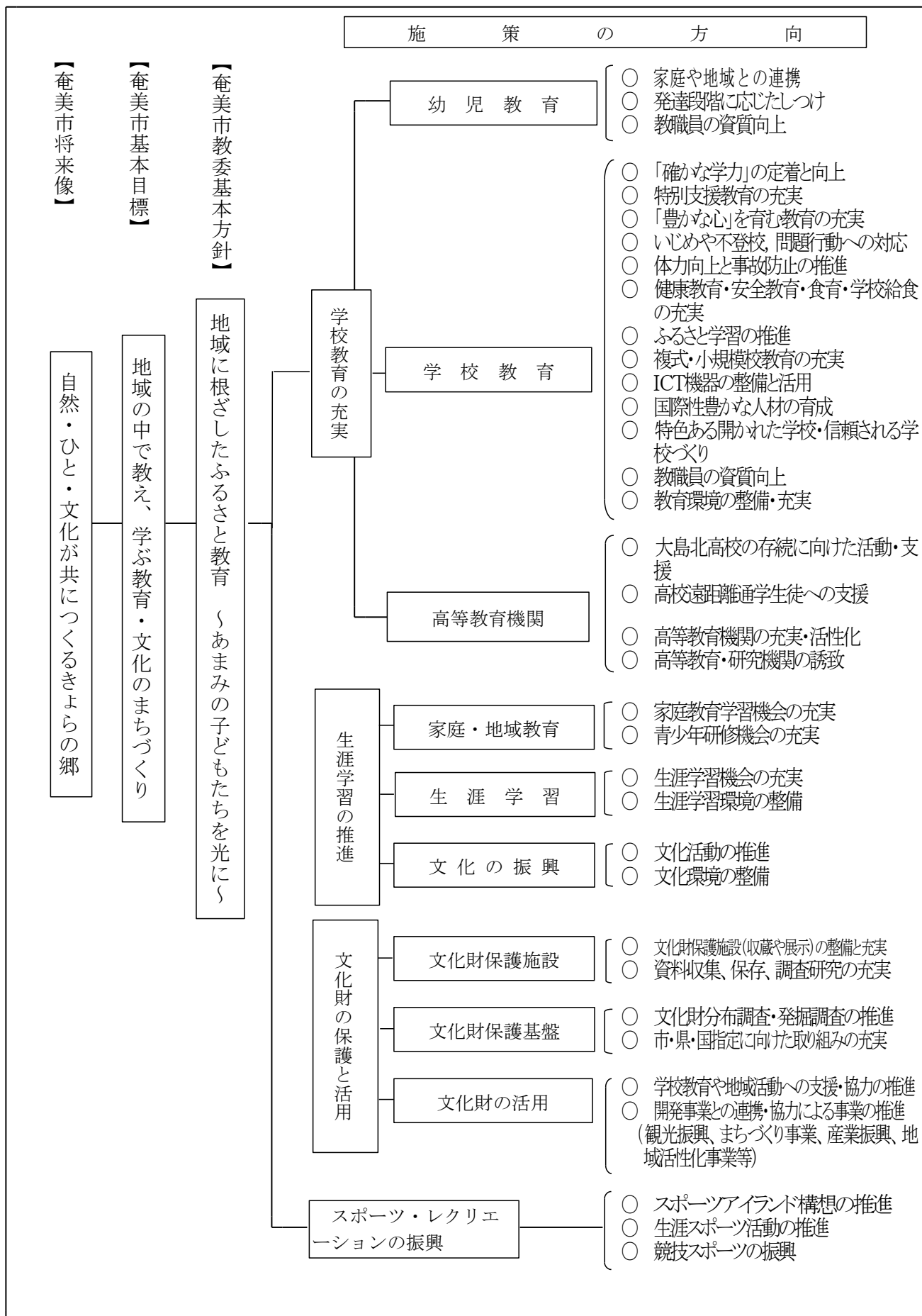
3 教育の基本方針

地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～



「ふるさと教育」とは、本市の恵まれた自然や教育的風土を学び、自分が生まれ、育った郷土のよさを実感し、郷土を愛し、郷土の伝統・文化に誇りをもつ子どもを育成することである。さらに、他者との調和を求めながら、思考し、判断し、行動していく能力、また、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など時代を超えても変わらない価値ある心情を育むものである。あわせて、科学技術の発達や国際化・情報化・少子化・高齢化など社会の変化に主体的に対応していける能力を育成し、大いなる可能性をもつ「あまみの子どもたち」一人一人を「光」輝く存在に育成するものである。

4 奄美市教育行政の施策体系



第4章 今後の5年間に取り組む施策

地域に根ざしたふるさと教育～あまみの子どもたちを光に～

本市の恵まれた自然や教育風土を生かし、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育の推進のため、「基本理念」「基本目標」を踏まえ、基本方針に基づく、教育施策の5つの柱と補完施策を定めます。

1 教育施策の5つの柱

(1) 新しい時代を拓く【あまみっ子】（「確かな学力」の定着と向上）

地域の宝で、未来を担う子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と判断力・思考力などを習得させ、それを生かす力を育成します。さらに、主体的に学習に取り組む態度を養い、家庭と連携しながら家庭学習の習慣化を図り、各学校の実情や子どもの実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じた少人数教育など、きめ細かな指導により、学力の向上を目指します。

また、^{*}A L Tの配置による英語教育の充実や特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する^{*}特別支援教育などの充実に努めます。

(2) 心豊かで強い【あまみっ子】（「豊かな心」の醸成）

子どもたちの豊かな情操、他者への思いやり、社会規範、自立心、人間関係を築く力、社会性、主体的に判断し、適切に行動する力などを育む必要があります。そのために、道徳教育や基本的人権を尊重する人権教育を推進するとともに、心のふれあう積極的な生徒指導、豊かな感性や情緒を培う体験活動、生き方指導としての小・中学校における進路指導、豊かな心を育むため学校・地域・行政が一体となって取り組む^{*}情操教育、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と発生後の対応などの充実に努めます。

(3) たくましい体の【あまみっ子】（「健やかな体」の育成）

学校保健、学校給食、食育の充実により、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の低年齢化など食を起因とする現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進に努めます。

また、子どもの安全・安心を確保するため、交通安全対策などの安全教育や地震・津波対策などの防災教育を推進します。

さらに、子どもの実態に基づく計画的な体力の向上に資するために、学校や地域における子どものスポーツに関わる機会の充実に努めます。

(4) 島を愛する【あまみっ子】(「郷土を愛する心、異なる文化を尊重する心」の醸成)

地域の未来を担う子どもたちに、地域力の根幹である自然、歴史、文化及び先人の遺徳などの総合的な教育を推進します。そのことにより、地域の人々が守り引き継いできた本市の自然や貴重な文化財及び島口、伝統工芸などの文化を次世代に継承していく郷土を愛し、郷土に誇りを持つ子どもの育成を目指します。

特に、平成29年度の世界自然遺産登録を見据え、あまみの子どもとして生物多様性の保全と活用についての理解力や行動力を育てていきます。そのために、世界的に例を見ないあまみの森などに息づく、多種多様な動植物や古くから人と自然が共生してきた生活分画などの環境教育の充実に図ります。

また、子どもたちの異なる文化を尊重する心を育むため、外国語教育や国際理解教育の充実に図ります。

(5) 市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア

生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得のため、市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習環境を形成し、文化・スポーツに親しみ、地域の自然・文化、伝統行事などを次世代に伝承・発展させるまちづくり、生涯にわたる教育の実践による人づくりを目指します。

2 補完施策

(1) 教職員の資質向上

子どもたちが変化の激しい社会を生きるための「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」のバランスのとれた力を育てていきます。また、いじめ・不登校など諸課題への対応、障害のある児童生徒に対する特別支援教育の充実などの実現に向け、教職員の意識改革を進め、その資質能力を向上させ、学校の組織的な教育力を高めるため、校種間連携の強化とともに、教職員の高度な専門的知識と実践的指導力向上に資する研修、教職経験に応じた研修の充実に図ります。

(2) 開かれた学校・特色ある教育活動

地域の宝で、未来を担う子どもたちへの教育は、地域の全ての大人が、その責を負うものです。地域に開かれ、地域に根ざす教育の推進のためには、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を反映させ、家庭や地域社会がそれぞれの役割・機能を理解し、連携・協力することが求められています。

そのため、保護者や地域住民が参加しやすい環境としての学校評議員会の充実や学校評価の改善・充実を通して、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対し説明責任を果たしてまいります。このことにより、学校・家庭・地域が共通認識をもち、連携協力の促進を図ります。

また、地域の宝で未来を担う子どもたちが、変化の激しい社会で、よりよい未来を築き、健やかに生き抜く「生きる力」を育むため、各学校が、自校の実績や子どもの実態、地域の状況等を十分に踏まえ、学校経営、小規模・複式校教育、情操教育、福祉活動などについて創造的で柔軟な教育活動の充実を図ります。

(3) 幼児教育

少子高齢化社会が進展する中、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実及び質の向上を図る必要があります。そのために、保護者の負担軽減や小学校教育との円滑な移行のための校種間連携の推進、特別支援教育の充実、幼稚園評価の推進などに努めます。また、未来の希望である子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを目指します。

また、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の具体化を踏まえつつ、子育て支援活動や認定子ども園への移行など、幼稚園における多様な教育活動のあり方について検討します。

(4) 教育環境の整備・充実

子どもたちのよりよい教育環境づくりに向けて老朽化した施設の改築、施設の長寿命化に向けた改修及び施設の定期的な安全点検と危険箇所の修繕などによる学校施設の安全確保や設備・備品の充実と適正管理に努めます。

これまで単独自校調理場方式で学校給食を提供している名瀬・住用地区の給食施設については、老朽化が著しく、学校給食衛生管理基準を十分に満たしていないことから、「名瀬・住用地区学校給食センター」を整備し、今後とも、安全・安心で栄養バランスや食育に配慮した学校給食の提供に努めます。

また、子どもたちの情報活用能力や情報モラルの向上のため、学校ICTの環境整備に努めます。

3 教育施策の5つの柱と補完施策の具体化

(1) 新しい時代を拓く【あまみっ子】(「確かな学力」の定着と向上)

- ① 確かな学力の定着と向上
- ② きめ細かな指導の充実
- ③ 家庭との連携を図った家庭学習の充実
- ④ 特別支援教育の充実

(2) 心豊かで強い【あまみっ子】(「豊かな心」の醸成)

- ① 心のふれあう積極的な生徒指導の充実
- ② 豊かな心を育む価値ある学校行事・体験学習の実施
- ③ 豊かな心を育む道德教育の充実
- ④ いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と発生後の対応の充実
- ⑤ 生き方指導としての小・中学校における進路指導の充実
- ⑥ 基本的人権を尊重する人権同和教育の充実

(3) たくましい体の【あまみっ子】(「健やかな体」の育成)

- ① 実態に基づく計画的な体力づくり
- ② 健康教育・安全教育の充実
- ③ 食育の充実と学校給食の充実

(4) 島を愛する【あまみっ子】(「郷土を愛する心, 異なる文化を尊重する心」の醸成)

- ① 「あまみっ子」ふるさと学習の推進
- ② ふるさと体験留学の充実
- ③ 外国語教育の充実
- ④ 国際理解教育の充実

(5) 市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア

- ① 家庭・地域教育の充実
- ② 生涯学習環境の充実
- ③ 芸術文化活動の推進
- ④ 文化財の保護と活用
- ⑤ 生涯スポーツ活動の推進
- ⑥ 競技スポーツの振興

(6) 教職員の資質向上

- ① 教育公務員としての高い自覚の保持
- ② 指導力向上のための教職員研修の充実

(7) 開かれた学校・特色ある教育活動

- ① 学校経営の充実
- ② 小規模・複式校教育の充実
- ③ 環境教育の充実
- ④ 福祉教育の充実
- ⑤ 金融・金銭教育，租税教育，消費者教育の充実

(8) 幼児教育

- ① 幼児教育の充実
- ② 保育料等の負担軽減

(9) 教育環境の整備・充実

- ① 学校施設整備計画
- ② 学校安全教育の充実
- ③ 教育の情報化の推進
- ④ 教育扶助（奨学金・就学援助）
- ⑤ 学校給食

(1) 新しい時代を拓く【あまみっ子】（「確かな学力」の定着と向上）

① 確かな学力の定着と向上

【現状と課題】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力などを習得させ、それを生かす力を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、「確かな学力」の定着を図る必要があります。
- 本市の小中学校における学力の状況は、小学校は概ね基礎的・基本的な知識の定着は図られていますが、それらを活用する力の更なる育成が課題であると言えます。中学校は基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力ともに定着が不十分であり、全般的に学力の向上を図る必要があります。

【今後の施策の方向性】

- 学力向上に向け、教職員の指導力向上に向けた各種研修の充実や各学校への指導主事等の積極的な派遣を行い、先生方の授業改善の支援に努めます。
- 児童・生徒の個々の資質・能力に応じたきめ細かな指導の充実や、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力等を育む指導法の改善を推進します。
- 小・中学校の連携を図り、9年間を見通した指導の充実に努めます。

【主な取組】

- 授業改善のための「学力向上対策・授業改善5つの方策」を共通実践し、教員一人一人の授業力の向上を図ります。
- 「確かな学力」の定着・向上のために、諸学力検査の実施による学力の実態把握に努めるとともに、その結果から課題を明確にして、個に応じた指導の充実に努めます。
- 授業を通じた小・中連携研修会などを実施することで教職員の指導力の向上、学習指導法の改善を図ります。
- 夏季休業中の研修会において、本市の課題を踏まえた授業実践発表や講話等を通して、改善の方向性や具体策を共通理解し実践化へつなげます。
 - ・ 学力検査の実施事業（学力の事態把握）
 - ・ 学力向上フォーラム，研究協力校委嘱事業
 - ・ 校内研修会の実施及び指導主事派遣事業
 - ・ 「あまみっ子」ジョイントプラン

② きめ細かな指導の充実

【現状と課題】

- 本市は小規模校の割合が高く、多くの学校で少人数指導が実施されています。その中でも、複式学級における指導は難しく、複式学級を初めて担当する教諭等への

サポートが必要です。

- 諸学力検査の結果から、児童生徒の学力の2極化現象や学校間の差が見られます。学校の実態に即した個に応じた指導の充実が必要です。

【今後の施策の方向性】

- 少人数・複式学級の特性を生かした学習指導の充実を図るために、複式学級設置校の合同研修会の活性化を図ります。
- 小学校5・6年生の1学級35人以下学級の推進や、各学校の実態に応じた習熟度別少人数指導の充実を図ります。
- 理科支援員の派遣による理科教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 地区ごとに「複式教育研究会研修会」を開催し、複式学級設置校における学習指導法の工夫改善、課題解決に向けた取組の充実を図るとともに、複式学級を担当する教諭への総合教育センター短期研修（複式学習指導）への積極的な参加を奨励します。
- 小学校5・6年生の1学級35人以下学級を推進し、きめ細かな指導を充実させるために、市独自の予算で教員を雇用して学級を増やします。
- 複式学級設置校を中心に、理科の授業の準備等を行う理科支援員を配置します。
 - ・ 奄美市複式教育研究会研修会の実施
 - ・ 「あまみっ子」^{*}すくすくプランの実施（講師配置事業）
 - ・ 理科支援員配置事業の実施

③ 家庭との連携を図った家庭学習の充実

【現状と課題】

- 家庭学習については、^{*}家庭学習「60・90」運動を推進しています。平日の家庭学習の時間が1時間以上の小学校6年生は77.5%、中学校3年生は73.4%となっています。【平成27年度「鹿児島学力・学習状況調査（質問紙調査）の結果から】
- 土日の家庭学習の時間は、小中学生ともに1時間以上学習すると答えた割合が県や全国の平均より多くなっています。

【今後の施策の方向性】

- 家庭との連携を図った家庭学習の充実を図るため、各中学校区で小中連携の強化を図り、共通した実践に取り組めるようにします。
- ^{*}学校応援団や保護者、地域の人材の活用を図り、個に応じた補充指導の充実や学習支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ ^{*}家庭学習「60・90」運動の推進
- ・ ^{*}学習支援ボランティアの活用

④ 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 平成24年度に実施した文部科学省の調査では、通常学級に在籍する発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒は6.5%程度の在籍率で、小学1年生においては、9.8%程度の在籍率があると示されています。そのため、児童発達支援センター等の機能化により、発達障害等の早期発見・早期療育に努めるとともに、園児，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える支援に取り組んでいます。
- 共生社会の形成に向けた[※]インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。

【今後の施策の方向性】

- 障害のある幼児，児童生徒に対する正しい理解と認識を図るとともに、医療機関や関係機関との連携を図り、円滑な就学手続きの実現に努めます。
- 特別な教育的支援を必要とする幼児，児童生徒への指導・支援の充実に努めます。

【主な取組】

- 特別支援教育に関する研修等を充実させ、障害のある幼児，児童生徒が教育的ニーズに基づいて十分な教育を受けられるための支援の充実に図ります。
 - ・ [※]特別支援教育支援員の配置
 - ・ [※]特別支援教育コーディネーターの資質向上
 - ・ 市支援検討委員会や特別支援教育支援員研修会の充実
 - ・ ユニバーサルデザインの考え方を生かした授業の工夫及び支援の具体化
 - ・ 早期からの教育相談・就学相談の体制の確立及び、障害の状態や保護者の意見等を踏まえた就学手続きの充実
 - ・ スクールクラスター（域内の教育的資源の組合せ）による特別支援教育の組織の構築及び指導の充実
 - ・ 学校や行政の担当部局，医療機関及び関係機関（発達支援センター等）との連携の深化



(2) 心豊かで強い【あまみっ子】（「豊かな心」の醸成）

① 心のふれあう積極的な生徒指導の充実

【現状と課題】

- 不登校及びその傾向にある児童生徒が微増し、県平均と比較しても本市の不登校の在籍率は高くなっています。また、いじめや万引などの問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話の普及に伴う課題が出てきており、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが求められます。
- ビジョンアンケート（市内小学校6年生全員、中学校3年生全員）の結果を見ると、「生活面」における児童生徒の状況は、概ね良好であるが、「自分のことについて」に関する状況は、改善されつつありながらも「自分のことが好きですか。」「自分に良いところがあると思いますか。」という質問に対して小・中学生ともに毎年、低い結果が出ています。「全国学力・学習状況調査」においても同様の結果が出ています。

【今後の施策の方向性】

- 学校が望ましい集団活動を通して、自尊感情・自己肯定感・自己有用感を培う取組等を計画的に実施し、よりよい集団が形成されていくよう支援します。
- 新たな不登校児童生徒をつくらない取組を実施します。
- 一人一人を大切にされた学級経営の充実と児童生徒一人一人が所属意識や達成感・連帯感を味わうことのできる体験活動を推進します。
- 教師が日頃から児童生徒一人一人の状態を掌握する取組を推進します。

【主な取組】

- 『「あまみっ子」すこやかプログラム』を活用した構成的グループエンカウターの推進
- 教職員を対象としたカウンセリング力の向上を図り、構成的グループエンカウターの演習を中心とした研修会の実施
- 児童生徒が計画から参加する学校行事の内容の工夫
- 学校で統一され、特別支援教育の視点に立った教室及び廊下等の設営の工夫
- 二者面談など教育相談日の計画的な設定と確実な実施

② 豊かな心を育む価値ある学校行事・体験学習の実施

【現状と課題】

- 本市の恵まれた自然や教育的風土を生かし、地域に開かれ、地域に根ざしたふるさと教育を推進して、島口伝承の推進や生まれ育った奄美に誇りをもつ児童生徒の育成を図ります。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果において「学校に行くのは楽しいと思いますか。」という質問に対して、中学校は全国・県平均より肯定的に捉えている割合が高かったが、小学校は県平均なみであった。また、「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、

うれしかったことがありますか。」という質問に対しては、小・中学校ともに全国うれしかったことがありますか。」という質問に対しては、小・中学校ともに全国・県平均と比較して高い結果になっています。

【今後の施策の方向性】

- 児童生徒が積極的に参加できるような意図的・計画的な学校行事の在り方を推進し、児童生徒の活動を「見届け」、「認め・励ます」など称賛し、支援します。
- 一人一人を大切にした学級経営の充実と児童生徒一人一人が所属意識や達成感・連帯感を味わうことのできる体験活動を推進します。
- 地域の特色を生かし、創意工夫をこらした学校行事・体験活動を一層推進します。
- 体験活動の教育課程への適切な位置付けと体験活動の指導の工夫・改善に努めます。
- 小規模校が多く、小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かし、地域と連携した特色ある教育活動を推進します。

【主な取組】

- 定例管理職研修会の開催
- 教務主任等研修会の開催
- 「『あまみっ子』すこやかプログラム」(各学年6時間)の特別活動等の年間計画への位置付けと確実な実施

- ・ 小学校低学年では短いもの、同じものを繰り返すことが効果的です。
- ・ 小学校中学年では、自分や友達について十分考えさせるようにします。
- ・ 小学校高学年では、身体接触への配慮を行います。
- ・ 中学校では、学年統一のエクササイズの実施も効果的です。(学年集会等での活用)
- ・ 複式学級においては、該当学年の指導計画を基に学級の実態に応じた運用を行います。
- ・ 極少人数学級においては、児童生徒の実態を基に、学校全体あるいは、下学年、上学年別での活動として実施するなど工夫が必要です。

- 「あまみっ子」ジョイントプランによる小中連携研修会の実施
- 研究協力校委嘱事業
- 「奄美市中学生ひかり議会」の開催
- 各校の特色を生かした「県民週間」への取組

③ 豊かな心を育む道德教育の充実

【現状と課題】

- 近年、児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止、早期発見・解決の必要性が指摘されています。本市においても、いじめ問題を含む問題行動等が発生しており、将来を担う児童生徒の「心の教育」を行うことはとても大切なことです。規範意識の向上や自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどを養う道德教育を充実させることが重要です。
- 平成27年度「奄美市^{*}ビジョンアンケート」の結果によると、「家族や近所の人

っていたら進んで助けていますか。」「学校の決まりやマナーを守っていますか。」などの生活面に関するアンケートでは、小・中学校ともに質問に肯定的な回答をした児童生徒の割合が高くなっています。

- 平成 23 年度から順次実施されている[※]学習指導要領では、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、未来をひらく主体性のある日本人を育成するために道徳教育が重視されています。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果において「学校のきまりを守っていますか。」という質問に対しては、小・中学校ともに全国・県平均と比較し高い結果でした。

【今後の施策の方向性】

- 児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達段階に応じた、教育活動全体を通しての道徳教育の充実を図るとともに、教職員の道徳教育の指導力の向上に努めます。
- 情操教育の推進を図り、郷土を愛し、誇りに思う児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- 「歌声響く学校・地域づくり」, 「花いっぱい学校・地域づくり」への積極的取組
- 全小・中学校への島口カルタや島口カレンダーの配付と活用の推進
- 「心の教育の日」の設定と実践
- 『[※]あまみっ子』すこやかプログラム」を活用した構成的グループエンカウンター
の推進及び教職員を対象とした研修会の実施
- 指導主事等の道徳の授業への積極的参加による指導・助言

④ いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と発生後の対応の充実

【現状と課題】

- 「[※]全国学力・学習状況調査」の結果において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。」という質問に対しては、中学校は全国・県平均と比較し、肯定的な回答の割合が高かったが、小学校は全国・県平均と比較しやや低い結果となりました。
- いじめや万引、暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話の普及に伴う新たな課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 平成 27 年度「いじめの問題等に関する実態調査」の結果によると、本市のいじめの認知件数は、小学校 153 件、中学校 55 件であり、ほとんどの発見は各学校で行う「いじめアンケート」からです。
- 月例報告などから見ると、不登校の改善については、大きな課題の一つです。平成 26 年度の不登校在籍率は、小学校は 0.45% (県平均 0.25%)、中学校は 3.54% (県 2.89%)、奄美市全体では 1.48% でした。過去 20 年間においてここ 2～3 年の出現率は、かなり低くなってはいますが、県平均よりもまだ高く、増減を繰り返しており予断は許せない状況です。したがって、新たな不登校をつくらない取組を実施し、教師が日頃から児童生徒一人一人の状態を掌握する取組を実施することが大切です。

【今後の施策の方向性】

- いじめ防止への取組については、学活・道徳等の時間、児童会・生徒会活動、職員研修、情報モラル[※]関連、PTA、広報（家庭・地域）などにも関連付け、計画的な実施に努めます。
- 情報通信機器を使用した問題行動の未然防止に努めさせるとともに、適切な使用を啓発するための情報モラル教育が必要であり、児童生徒のみならず保護者や地域の方々にも情報提供及び啓発を推進します。
- ふれあい教室（適応指導教室）やスクールソーシャルワーカー[※]、スクールカウンセラー[※]、市福祉政策課等の関係機関と連携させ、相談態勢及び行動連携の充実を図ります。
- 各学校の生徒指導態勢の確立及び機能化への支援に努めます。
- 学期始めの生活習慣・学習習慣の強調週間の設定を推進します。（集団訓練・ガイダンス）

【主な取組】

- 学期始めの生活習慣・学習習慣の強調週間の設定（集団訓練・ガイダンス）
- 「『あまみっ子』すこやかプログラム」（各学年6時間）の特別活動等の年間計画への位置付けと確実な実施
- いじめ・ネットいじめの早期発見、早期解決のための対応と支援（教育相談・無記名アンケート相談箱の活用）
- 学校いじめ防止基本方針の改善と工夫
- 「情報モラル教育[※]」の全体計画等の作成
- 管理職研修会や生徒指導主任等研修会におけるスマートフォンや携帯電話等の使用に関する講師を招聘した講話の実施
- 「中1不登校未然防止アクションプラン」の実施（9月まで）【7アクション】
- 学校いじめ防止基本方針の改善と工夫
- 「あまみっ子[※]」ジョイントプランの実施と充実
 - ・ 研究授業を通じた連携
 - ・ 学習指導、生活指導、特別支援教育、人権同和教育等の分科会による連携
 - ・ 日常的な小中交流の推進（授業参観、給食交流など）
- 市ふれあい教室の充実と教育相談員の配置及び住用・笠利地域における巡回相談員の配置
- 市独自のスクールソーシャルワーカー[※]、スクールカウンセラー[※]の配置
- 関係機関（奄美警察署、市福祉政策課、NPO法人ゆずり葉の郷、大島児童相談所、チャレンジドサポート奄美 等）との積極的な連携
- 「学校危機対応マニュアル[※]」の作成と教職員間の共通理解

⑤ 生き方指導としての小・中学校における進路指導の充実

【現状と課題】

- 児童生徒一人一人の進路意識を高め、学業の必要性や意義を実感し、自分の生き方や在り方と結びつけて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向け、必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成することが必要です。
- 職場体験活動は、全中学校で実施されていますが、実施する際の事前・事後の学習を充実させ、体験をその後の学習に生かすことが必要です。
- 各学校では、主に地域の人材を活用した外部から講師を招聘し、講演会等を実施していますが、今後は講話だけに限らず、出前授業などの実施を通して児童生徒により深く感じさせる取組が必要です。
- 「^{*}全国学力・学習状況調査」の結果において、「将来の夢や目標を持っていますか。」という質問に対しては、小・中学生ともに全国・県平均と比較し肯定的な回答が多かったです。

【今後の施策の方向性】

- 発達段階に応じた系統的なキャリア教育を、学校の教育活動を通して推進し、将来の夢や目標をもち、それに向けて計画的に努力する児童生徒の育成に努めます。

【主な取組】

- 市進路指導主任等研修会（年2回）の開催
- 「奄美市中学生ひかり議会」の開催
- 職場体験学習の推進と充実

⑥ 基本的人権を尊重する人権同和教育の充実

【現状と課題】

- 人権教育は、全ての教育の基本であり、全ての学校及び地域において、地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組む必要があります。
- 性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会や、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会など、平和で、民主的かつ幸福な社会をつくるために、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることは、必要不可欠なことです。
- 「^{*}鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、本市の人権教育を推進するとともに、市人権同和教育研修会における指導の充実に図り、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- いじめや虐待といった子どもの人権に関する問題やインターネットやスマートフォン、携帯電話等による人権侵害など、様々な人権問題が発生しており、学校と行政が連携し、対応を図っていく必要があります。

【今後の施策の方向性】

- 教職員等の人権意識の高揚と資質の向上に努め、全ての教育活動を通して、児童生徒の人権尊重精神の高揚を図ることを推進します。

【主な取組】

- 奄美市人権同和教育研修会の実施
- 「学校いじめ防止基本方針」の改善と工夫
- 道徳教育の充実
- 「情報モラル教育」の推進
- 管理職研修会や生徒指導主任等研修会におけるスマートフォンや携帯電話等の使用に関する講師を招聘した講話の実施
- いじめ・ネットいじめの早期発見、早期解決のための対応と支援（教育相談・無記名アンケート相談箱の活用）
- 「心の教育の日」の設定と実践
- 「歌声響く学校・地域づくり」, 「花いっぱい为学校・地域づくり」の積極的取組
- 『^{*}あまみっ子』すこやかプログラム』を活用した構成的グループエンカウターの推進
- 教職員を対象としたカウンセリング力の向上を図り、構成的グループエンカウターの演習を中心とした研修会の実施



(3) たくましい体の【あまみっ子】(「健やかな体」の育成)

① 実態に基づく計画的な体力づくり

【現状と課題】

- 学校体育に関する研修の充実や体力・運動能力調査等の結果を活用した年2回の体力向上推進委員会を開催することで、PDCAサイクルによる体力向上の取組が実践されております。また、「一校一運動」の実施率は100%で、各校の実態に応じた一運動の見直しも図られております。
- 1週間における運動実施時間は、男女共に県の平均よりも100分以上多く、全国平均時間よりも多い状況です。また、部活動やスポーツ少年団に所属する割合も全国平均より高い状況です
- 運動が好きな児童生徒率は、全国平均よりも高く、運動について意欲的に取り組んでいこうとする態度がみられます。しかしながら、運動が嫌いな児童が多い学年もみられ、今後運動の楽しさを実感させる授業や体験活動が大切になると考えられます。
- 平成25～26年度において本市では、国の事業を活用した幼児期の運動について研究が実施されました。平成27年度から市単独事業として「あまみっ子運動遊び・体育教室」指導員派遣事業が計画され、公立幼稚園、保育所、幼稚園を対象とした運動遊びプログラムを活用した事業が実施されています。また、水泳やダンスなどの専門性の高い体育の授業において、講師として小・中学校での授業の支援を実施し、運動の楽しさを体感させる事業を実施しています。
- 充実した運動時間が確保されていますが、長時間の部活動の実施や大会数の増加により、疲労感を感じている生徒や教職員の実態について把握する必要があります。

【今後の施策の方向性】

- 生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣、健康な生活を心掛ける態度の育成を図ります。
- 体力・運動能力調査などの結果を活用することにより、児童生徒の体力向上の取組を推進します。
- 地域の人材を活用した学校体育や幼児期の運動の充実を図ります。
- 部活動の在り方について研究を推進します。

【主な取組】

- 教員の指導力を向上させるための研修会を計画するとともに、「あまみっ子運動遊び」指導員派遣事業を活用した学校体育の充実や幼児教育の充実に取り組めます。
- 体力向上の推進に向けた小中連携がスムーズに実施される研修会の実施や「一校一運動」の効果的な見直しを図る資料の作成に取り組めます。
- 効果的な運動の実践や総合的な体力向上を目指した部活動の実践について実態調査を実施し、課題の解決に取り組めます。

② 健康教育・安全教育の実践

【現状と課題】

健康教育

- 子どもたちの生活習慣の乱れ，アレルギー疾患，メンタルヘルスに関する児童生徒の健康課題が多様化・深刻化しており，生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培う健康教育の推進が重要です。
- 「学校・家庭・地域・関係機関等との連携による健康教育の推進」を目指し，学校保健委員会を年2回以上開催することに取り組んできました。また，市学校保健研究会も年1回開催することに取り組んできました。今後，更に関係機関との連携を重視し，保健委員会の参加人数増加を目指すとともに，就学前の保護者を巻き込んだ取組が必要になります。
- 保健主任研修会を年1回，養護教諭研修会を年7回実施し，健康教育に関する教職員の資質の向上に取り組んできました。更に，今日的な課題に即した研修を計画していく必要があります。

安全教育

- 平成26年～27年の2年間，国の事業で，実践的安全教育について研究を推進し，各学校に緊急地震速報装置が設置され，地震・津波災害から命を守る避難訓練の見直しに取り組んできました。
- 実践的な安全教育の実践を推進するため，学校安全マップの見直しや通学路の合同点検を実施し，安全に関するハード，ソフト面の向上に取り組みました。
- 全ての学校で安全教育の年間指導計画作成に取り組んできました。今後，児童生徒や地域の実態に応じた見直し，改善が必要になります。

【今後の施策の方向性】

- 実践的な取組と関係機関と連携した取組の充実を図る必要があります。
- 学校保健法一部改正を踏まえ，関係機関との連携を図り，疾病の早期発見，早期治療や健康課題の把握に努める必要があります。
- 各学校の取組を発表したり，研修したりする研修会や研究大会の充実に取り組む必要があります。

【主な取組】

- 関係機関との連携を図り，学校保健委員会で学校医や専門家を招聘した委員会の取組を整備します。
- 実践的な安全教育を推進するため，ショート訓練による避難訓練を積み重ね，災害や立地条件に適した学校独自の避難場所の設置や避難マニュアルの作成に取り組めます。
- 学校での健康教育・安全教育に関する取組を広報するための研究大会やシンポジウムなどの開催を計画し，家庭や地域と連携した活動の実践に取り組めます。
- 幼稚園，保育園，保育所などとの連携を高める取組を整備します。

③ 食育の充実と学校給食の充実

【現状と課題】

- 生活習慣病増加の課題の解決を図るためには、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせ、食に関する指導の充実を図り、食育を推進することが大切です。
- 本市では食育推進会議を開催し、食育を推進するための講話や研修会を実施しています。食に関する指導の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を推進するために、家庭、地域、関係機関と連携を深めていく必要があります。
- 食を通じた家族のコミュニケーションの大切さについては、これまで普及・啓発に取り組みましたが、更に幼児期の保護者に対象を広げて充実させる必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用状況は、平成 27 年度は重量ベースで 83.9%となっており、各学校において地産地消を意識した取組が実施されています。更に、「鹿児島（奄美）をまるごと味わう学校給食」や各学校の給食試食週間の取組により、保護者への周知や関係機関の周知に取り組んでいます。
- 食育を身近に実感させることから、栄養教諭や給食技師、給食室などを活用した食に関する指導を充実させる必要があります。
- 平成 28 年度から実施される第 3 次食育推進基本計画の方向性を踏まえ、共食の回数増加や、学校給食における地場産物の活用について推進を図る必要があります。

【今後の施策の方向性】

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。
- 学校における食育をより効果的に推進するために、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。特に関係機関との連携を重視し、生涯を通じた食に関する自己管理能力が向上する取組に努めます。

【主な取組】

- 家庭が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食について普及・啓発に努めます。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念を理解させるための取組の充実を努めます。
- 保護者等に対し、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方などについての研修会や大会を通して、広報・啓発に努めます。
- 郷土の食材や郷土の料理について、学校給食を通して広報・啓発に努めます。
- 安全な学校給食の充実を図るために、食物アレルギーの把握に努めるとともに、関係機関とスムーズな対応ができるように連携していきます。

(4) 島を愛する【あまみっ子】（「郷土を愛する心，異なる文化を尊重する心」の醸成）

① 「あまみっ子」ふるさと学習の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化や過疎化により，これまで受け継がれてきた奄美の文化（伝承，伝統，方言，産業）や歴史の継承が難しくなりつつあります。
- 「世界自然遺産登録」に向け，奄美の文化，歴史など郷土そのものを正しく理解し伝承していく人材の育成が必要です。

【今後の施策の方向性】

- 各学校において，奄美の自然（地形，動植物，景観等）や文化（島口，伝承，伝統，産業）を取入れた学習の充実を図ります。
- 奄美に生きた先人の業績や生き方を学ぶことで，奄美の歴史を語る人材や郷土奄美への愛情や誇りをもち，そのよさを守り伝えようとする人材の育成に努めます。

【主な取組】

- 地域と学校が連携し，学校行事や授業等で，地域に根ざした特色ある郷土教育が行われるよう指導します。
- 奄美の自然や文化（伝承，伝統，方言，産業），歴史などの素材を教材化し，総合的な学習の時間において，1単元以上のふるさと学習を実施します。指導計画に位置付けることにより，郷土理解を深め，教科の目標をよりよく達成できるようにします。
- 郷土の先人の学習については，道徳の授業の中で扱うこととし，小学校3年以上の学年で，指導計画に郷土の先人を各学年1人以上位置付けて学習します。
- 読み物集「郷土の先人に学ぶ」「郷土の先人」「続郷土の先人～不屈の心～」の効果的な活用について指導します。
- 自分の町の現状や未来を考え，その思いや願いについて市当局へ質問する「模擬議会」の体験を通して，郷土を愛する心を育てます。（奄美市中学生ひかり議会）

② ふるさと体験留学の充実

【現状と課題】

- 市街地の大規模校児童は「ふるさとの豊かな自然やふるさとの心」に触れる機会が少ないのが現状です。児童がふるさとを見直しその良さを実感することのできる体験活動を実施します。

【今後の施策の方向性】

- 小規模校及びその地域の活性化を図ります。

【主な取組】

- 市街地の大規模校から市内小規模校へ児童を留学させ、小規模校の児童との交流を通して豊かな自然や地域とのつながりのよさを実感することができるようにします。

③ 外国語教育の充実

【現状と課題】

- 語学力の向上と[※]ALTとの交流による国際理解教育の充実を図る目的で、名瀬地区（1名）、住用地区（1名）、笠利地区（1名）の計3名の[※]ALTを雇用しています。住用・笠利地区のALTは奄美大島在住の外国人、名瀬地区はJETプログラムを活用して雇用をしています。
- 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う目的で、名瀬・住用地区に在籍する小学校5・6年生を対象（笠利地区は独自開催）に、夏休みの3日間にわたって外国語学習を行っています。指導については、名瀬地区ALTが行っています。

【今後の施策の方向性】

- 各学校で、発達段階に応じて、自ら思考し判断することのできる児童生徒を育成するため、主体的に学習に取り組む態度を養います。
- 諸検査等による児童生徒の実態分析から課題を明確にし、個に応じた指導を充実させ、「分かる授業」の実践を推進していきます。
- グローバル化に対応した新しい外国語教育について、国の動向を踏まえた計画的な取組を推進していきます。

【主な取組】

- 外国語指導助手（[※]ALT）を市内の全小中学校へ計画的に派遣し、英語学習に対する関心や意欲を高めるとともに、実践的コミュニケーション能力の育成を図ります。
 - ・ 名瀬・住用・笠利地区における[※]ALTの配置
 - ・ 鹿児島学習定着度調査等、諸検査の計画的な活用による基礎・基本の定着
 - ・ 「あまみっ子」英作文基本文150の積極的な活用
 - ・ 年間指導計画に沿った、小学校外国語活動の充実
 - ・ 小学5・6年生を対象としたサマーイングリッシュスクールの充実

④ 国際理解教育の充実

【現状と課題】

- グローバル化が進む国際社会において、日本人としての自覚をもち、主体的に生き

ていく上で必要な資質や能力の基礎を養い培うため、国際理解教育を推進することは重要です。本市では、国際感覚を身に付けさせるとともに、語学力を向上させ、心身ともにたくましく生きる青少年を育成する目的で、毎年10月に約2週間の日程で中学2年生15名程度を姉妹都市であるアメリカ合衆国テキサス州ナカドウチェス市に派遣しています。また、5月にはナカドウチェス市から中学生が来島し、ホームステイをしながら学校訪問を行い、交流を図っています。

- 学習活動の中では体験学習や交流活動に加え、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させていく必要があります。

【今後の施策の方向性】

- 各学校で、発達段階に応じて、国際社会において自ら思考し判断することのできる国際感覚をもった児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した新しい外国語教育について、国の動向を踏まえた計画的な取組を推進していきます。

【主な取組】

- 各学校段階において、外国語活動や総合的な学習の時間等において国際理解に関する学習の充実を図ります。
- 我が国と外国の文化や習慣等を調べたり、比べたりしたことを、議論や発表するなど幅広い学習活動の展開に努めます。
 - ・ 奄美市中学生国際交流事業の充実
 - ・ 小学5、6年生を対象としたサマーイングリッシュスクール



計画期間内における数値目標

指 標		現況値 (27年度)	32年度の 目 標 値	関連 施策
学力の定着・向上が図られた学校数 及び割合(%) (「鹿児島学習定着度 調査」県平均比との比較)	小学校	10校 (488%)	12校 (57%)	(1) ①
	中学校	2校 (18%)	5校 (42%)	
授業中自らの考えを発表する機会が あると感じている児童生徒の割合(%)	小 6	92	100	(1)
	中 3	89	100	②
家庭学習 60・90 運動の達成率(%)	小 6	90	100	(1) ③
	中 3	73	100	
一人一研究授業実施率(%)	小学校	94.4	100	(1) ①
	中学校	87.6	100	
不登校児童生徒の割合(出現率)(%)	小学校	0.1	0.1	(2) ④
	中学校	4.7	3.7	
自分の良さが分かる児童生徒 の割合(%)	小 6	75	90	(2) ①
	中 3	67	85	
児童生徒の1か月の読書量(冊)	小 6	12.9	15	(2) ③
	中 3	3.1	5	
誰にでもあいさつができる 児童生徒の割合(%)	小 6	95	100	(2) ③
	中 3	92	100	
児童生徒の規範意識の割合(%)	小 6	91	95	(2) ⑤
	中 3	96	100	

児童生徒の思いやりと 親切心の割合 (%)	小 6	86	91	(2)
	中 3	91	96	⑥
「全国体力・運動習慣等調査」で市平均が県平均を超えている種目数(種目)	小5男子	5	8	(3) ①
	小5女子	6	8	
	中2男子	5	8	
	中2女子	7	8	
う歯治療率 (%)	小 6	43.5	100	(3)
	中 3	56.1	100	②
DMF 歯数 (虫歯を経験した永久歯の数) (本)	小 6	1.6	1.1	(3)
	中 1	2.3	1.6	②
毎日の朝食摂取率 (%)	小 6	97	100	(3)
	中 3	93	100	③
奄美の良さを実感している 児童生徒の割合 (%)	小 6	94	100	(4)
	中 3	96	100	①
先人の生き方や歴史を語れる 児童生徒の割合 (%)	小 6	77	100	(4)
	中 3	80	100	①

(5) 市民ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティア

① 家庭・地域教育の充実

【現状と課題】

- 近年の核家族化，少子化等の家族形態の変化や地域社会における人間関係の希薄化や支えあい意識の低下に伴い，家庭や地域が従来の教育力を発揮できない状況にあります。
- これにより，本来，子どもたちが身に付けるべき豊かな情操，生活習慣，社会規範や人間関係を築く力などが十分に備わらないことやコミュニティの崩壊とともに，地域力の根幹である自然，歴史，文化及び先人の遺徳などの次世代への継承・発展が困難となることが懸念されます。
- 本市では，就園・就学前における子育て講座や家庭教育学級合同研修会の実施や学校応援団事業の充実など家庭及び地域教育力向上に向けた取組を行っています。

【今後の施策の方向性】

- 家庭や地域社会が本来の子どもへの教育力を発揮するために，大人が子どもと共に学び続ける「生涯にわたる教育の実践による人づくり」を目指し，学校・家庭・地域が強固な連携のもと，地域に開かれ，地域に根ざす教育の推進に努めます。

【主な取組】

- 家庭・地域の教育力向上のために，家庭教育に関する学習機会，青少年健全育成及び子ども会活動の充実と学校・家庭・社会の連携強化を図ります。
 - ・ 「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発・定着
 - ・ 県家庭教育支援条例に伴う事業の推進
 - ・ 幼稚園入園前，小学校入学前における「奄美市子育て講座」の実施
 - ・ 奄美市青少年育成市民会議の実施
 - ・ 奄美大島合同イン・リーダー研修会の実施，参加促進
 - ・ 単位子ども会の活性化支援
 - ・ 家庭教育に関する4つの運動の推進
 - 4つの運動⇒「早寝・早起き・朝ごはん運動」「家庭学習60・90運動」
 - 「ともに親しむ読書運動」「島唄・島口，美ら島運動」
 - ・ 教職員の地域行事への参加促進
 - ・ ふるさとリーダー奄美塾の実施

② 生涯学習環境の充実

【現状と課題】

- 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得のため，市民一人一人が，それぞれ

れのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習環境の構築が求められています。

- 社会・経済的变化が激しく、多様性が一層進行する中にあるのは、個人の幸せの追求や持続可能で活力ある社会の構築に向けた今後の方向性は、行政のみならず、一人一人が社会の一員として、社会全体で見出すことが必要となります。
- 本市では、市内6公民館及び奄美振興会館を拠点として、生涯学習講座を開講し、その成果を地域に還元する場としての「市民文化祭」などを民間、文化団体、行政が一体となって企画・運営しており、市民の多様化・専門化するニーズに応じた生涯学習機会の提供や生涯学習講座の内容の充実が求められています。

【今後の施策の方向性】

- 生涯学習環境の充実に向けては、今後、「学ぶ」から「意識向上」、そして、「実践活動」へステップアップを図るため、生涯学習機会の拡充に努めます。

【主な取組】

- 市民一人一人が、それぞれのニーズに応じた学習をあらゆる機会に、あらゆる場所で相互に学びあい、支えあい、高めあうとともに、その成果を地域社会に生かすことのできる生涯学習環境を構築し、生涯にわたる教育の実践を図ります。
 - ・ NPO法人、社会教育関係団体等との協働による「奄美市まなび・福祉フェスタ」の実施
 - ・ 奄美少年自然の家や各種ボランティア団体等との連携による体験活動の充実
 - ・ 毎月23日は「子どもといっしょに読書の日」の推進
 - ・ 家庭、地域、学校等における子ども読書活動の推進
 - ・ 生涯学習講座の充実、環境整備
 - ・ 生涯学習講座での学びの成果を生かした学校等への教育活動の支援
 - ・ 生涯学習自主講座、奄美文化センター講座の充実

③ 芸術文化活動の推進

【現状と課題】

- 芸術文化は、市民の活力に満ちた心豊かで生き甲斐のある暮らしをもたらすと同時に、地域力の根幹となるものです。
- 芸術・文化薫るまちづくりを推進するために、市民の芸能や美術、写真、書道など芸術を発表及び展覧する「市民文化祭」、「美術展覧会」や青少年のための芸術鑑賞事業などを実施していますが、市民が芸術文化活動に親しむ機会の拡充、活動及び披露の場の確保が必要となります。
- 地域力の根幹である島唄、八月踊り、シマグチなどの伝統文化については、伝統文化保存事業等に取り組んでいますが、地域の高齢化・過疎化が進む中、いかに次世代に継承していくかが課題となります。

- 市民の芸術文化活動へのニーズが高まる中、市民が芸術文化に親しむ機会の充実、活動及び披露の場の確保を図るなど市民、関係団体、市が協働することにより、よりきめ細やかな芸術文化活動を促進します。

【今後の施策の方向性】

- 本市の芸術文化活動の一層の振興を図るため、社会教育施設の充実及び利用の拡大に努め、地域の芸術文化活動を次世代へ継承するための指導者及び後継者の育成に努めます。

【主な取組】

- 市民、関係団体、市が協働してよりきめ細やかな芸術文化活動を促進し、芸術文化薫るまちづくりを目指します。
 - ・ 文化協会及び芸術文化団体の育成と活動支援
 - ・ 美術展覧会の開催
 - ・ 文化センター講座（絵画・茶道・書道）への支援
 - ・ 青少年のための芸術鑑賞事業の実施
 - ・ 文化協会及び芸術文化団体との連携による「芸術文化によるまちづくり」の推進
 - ・ 伝統文化保存事業の推進
 - ・ 島唄の原風景「十五夜唄あしび」の開催
 - ・ 芸術文化に関する自主文化事業の実施

④ 文化財の保護と活用

【現状と課題】

- 本市には、「宇宿貝塚」^{*}、「赤木名城跡」^{*}、「小湊フワガネク遺跡」^{*} 3件の国指定史跡をはじめ、国指定重要文化財（建造物）「泉家住宅」^{*}、国指定重要文化財（考古資料）「小湊フワガネク遺跡出土品」^{*}、県指定史跡「城間トフル墓群」^{*}等の多数の国・県・市指定の文化財を有しており、保護と活用について対策を講じております。
- 文化財の保護と活用については、史跡指定範囲拡大に向けた地元地権者の理解を得ることや保存のための保存管理計画書策定や建造物の修繕、伝統文化継承のための後継者の育成など、いかにして次世代へ継承していくかが課題となっています。
- 世界自然遺産登録を見据えて、地域力の根幹である文化財に愛着と誇りを持てるよう、積極的な情報発信や看板設置など普及・啓発活動に努めることが必要となります。

【今後の施策の方向性】

- 文化財は、先人が自然と共生してきた生活文化などを連綿と守り引き継いできた市民共通の貴重な財産であり、地域力の根幹であることから、次世代への継承に努めます。

【主な取組】

- いにしえの人と自然が共生してきた生活文化などを現在に現す、その地域に根ざし

た遺産である文化財を正しく理解し、情報の発信や次世代へ継承していくため、専門職員の確保や保存及び活用に向けた事業の充実を図ります。

- ・ 奄美博物館，歴史民俗資料館，宇宿貝塚史跡公園の相互連携及び機能の充実
- ・ 国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」の指定範囲拡大及び保存活用計画策定に向けた取組
- ・ 文化財（史跡，有形・無形，天然記念物など）の分布調査
- ・ 赤木名地区文化的景観保存事業の推進
- ・ シマグチをはじめ，地域の伝統文化を継承する世代づくりの取組
- ・ 文化財活用事業（文化財巡り・発掘体験学習・遺跡見学会など）の実施
- ・ 文化財案内板，解説表示板設置及び文化財所在地周辺環境整備
- ・ 各集落における文化財の保護と活用への支援・協力
- ・ 内外の研究機関，研究者との連携・協力の強化
- ・ 刊行物やインターネット等による奄美研究情報の発信

⑤ 生涯スポーツ活動の推進

【現状と課題】

- ^{*}スポーツ基本法では，全ての国民がその自発性の下に，それぞれの関心，適性に応じて，安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ，スポーツを楽しみ，又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が，確保されなければならないとしています。
- 本市では，^{*}スポーツ推進委員を活用した地域スポーツの推進，誰もが参加でき，人や地域が交流し，地域の一体感や活力を醸成する機会としての市民体育祭やチャレンジデーを開催するなど生涯スポーツ推進に取り組んでいます。
- 市民がスポーツに親しむ機会が増えることに伴い，施設の不足が今後の課題と考えられますので，社会体育施設の整備はもとより，学校体育施設の開放にも取り組んでいきます。

【今後の施策の方向性】

- 全ての市民が，自らそれぞれの関心，適性に応じて，日常的にスポーツに親しみ・楽しみ・支えあう活動に参画することのできる生涯スポーツを積極的に推進します。

【主な取組】

- 市民の誰もが，いつでも，何処でも気軽にスポーツなどを楽しめる機会の充実，^{*}スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導者の育成，社会・学校体育施設の積極的な開放を含めたスポーツ施設の整備を図ります。
 - ・ 障がい者スポーツの自立促進と社会参加，健康増進活動の支援
 - ・ 市民総ぐるみスポーツ活動（チャレンジデー・スポーツフェスタ等）の展開
 - ・ 生涯スポーツ及び「マイライフ・マイスポーツ運動」の推進
 - ・ ^{*}総合型地域スポーツクラブの充実

- ・ スポーツ推進委員会の充実及び地域に根ざした活動の推進
- ・ 社会体育施設及び学校体育施設の開放及び利用促進

⑥ 競技スポーツの振興

【現状と課題】

- 奄美市体育協会は、8地区の地区体育協会と28の競技団体（平成27年4月）が加盟し、本市の競技スポーツの振興に重要な役割を担っています。
- 奄美市スポーツ少年団には、54団体が加盟し、各種大会を通しての競技力向上をはじめ、体力を増進させるとともに、他者を尊重し、協働する心、規律を尊ぶ態度など次世代を担う青少年の健全育成に寄与しています。
- ^{*}スポーツアイランド構想に基づくスポーツ合宿の推進は、市民や子どもたちが各競技のトップアスリートと接し、身近に感じ、直接指導を受けることで競技の底辺拡大及び競技力の向上、地域の活性化につながっています。
- 今後の課題としては、各種大会の際の駐車場不足と昭和50年代に整備された施設が老朽化しておりますので、年次的に整備してまいります。

【今後の施策の方向性】

- 市体育協会やスポーツ少年団の加盟競技団体等と連携及び^{*}スポーツアイランド構想を積極的に推進することにより、地域の競技力向上を図ります。

【主な取組】

- 各競技団体や次世代を担うスポーツ少年団を支援、トップアスリートによる指導、県民体育大会など各種大会の開催などにより、各種競技の底辺拡大及び競技力の向上に努めます。
 - ・ スポーツ少年団の健全育成と適正な活動の指導
 - ・ 奄美市体育協会加盟競技団体の組織の強化及び充実
 - ・ 市民体育祭や競技別交歓大会の開催及び県民体育大会への派遣による選手強化
 - ・ 関係部局と連携したスポーツ合宿アスリートとの積極的な交流促進
 - ・ 小・中学校各種スポーツ大会出場助成事業の実施
 - ・ 県民体育大会等各種大会の積極的誘致
 - ・ 「スポーツアイランド構想」に基づく施設の整備及び質の高い維持管理



計画期間内における数値目標

指 標	現況値 (27年度)	32年度の 目 標 値	関連 施策
生涯学習講座受講者数 (人)	2,624	3,000	②
奄美市美術展覧会出品者数 (人)	1,509	1,700	③
奄美市市民文化祭出演団体数 (団体)	81	90	③
公民館図書貸出数 (冊)	39,556	54,000	②
公民館利用者数 (人)	177,251	220,000	②
スポーツ少年団登録者の割合 (%) (登録者数÷小学校児童数の50%)	90.2%	100%	⑥
社会・学校体育施設の年間延べ利用者数 (万人)	49万人	64万人	⑤
チャレンジデー参加者割合 (%) (参加者÷人口)	46.4%	60%	⑤
市民体育祭応援者の参加者数 (人)	2,600人	3,500人	⑤
奄美博物館入館者数 (人)	11,321人	12,000人	④
歴史民俗資料館入館者数 (人)	1,508人	2,000人	④
宇宿貝塚史跡公園入館者数 (人)	1,190人	2,000人	④

(6) 教職員の資質向上

① 教育公務員としての高い自覚の保持

【現状と課題】

- 定例の管理職研修会を通して、学校経営及び学校運営の充実を図るために、校長や教頭の資質の向上に努めています。
- 信頼される学校づくりのため、教職員の資質能力の向上を図る必要があります。

【今後の施策の方向性】

- 教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのための委員会の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

【主な取組】

- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。
 - ・ 管理職研修会における「服務規律の厳正確保に係る研修」の実施
 - ・ 不祥事防止強化月間（8月・12月）における参加型・体験型の校内研修の実施
 - ・ 一人一人の実情に応じた適時適切な服務指導の徹底
 - ・ 自己申告による面談の実施

② 指導力向上のための教職員研修の充実

【現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばすような教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員の資質能力を総合的に向上させることが求められています。

【今後の施策の方向性】

- 教職員の資質向上を図るために、職務別研修や経験年数に応じた研修等を実施し、教職員一人一人の資質向上を図ります。

【主な取組】

- 指導力向上のための教職員研修の充実を図ります。そのために、市主催の各種研修会や自校の課題解決に向けた校内研修の充実、経験年次別研修の充実等を図ります。
 - ・ 一人一研究授業（全教師による年最低一回以上の授業公開と授業研究）の実施
 - ・ 年間を通じた計画的な個人研究（奄美教育実践記録への積極的な応募）の奨励
 - ・ 教育実践研究の先進校教諭による研修会の実施
 - ・ 授業力向上を目指した研修会の実施（あまみ授業セミナー・期限付教諭等研修会）
 - ・ 校内研究の内容充実を目指した研修会の実施（校内研究研修会）
 - ・ 研究授業・授業研究による実践的研究の推進
 - ・ 経験年次別研修（フレッシュ研修、ステップアップ研修、パワーアップ研修）の充実

(7) 開かれた学校・特色ある教育活動

① 学校経営の充実と開かれた学校づくり

【現状と課題】

- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない。管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンのもと指導力を発揮することが求められています。また、教職員による学校の自己評価及び学校評議員や保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とP D C Aサイクルの充実・改善が求められています。
- 学校としての説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進するために、学校運営について、保護者や地域住民の意向を把握、反映し、その協力を得るための学校評議員を設置しています。
- 管理職の資質向上を図るために、管理職研修会を定期的実施しています。

【今後の施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- 各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校、家庭、地域の緊密な連携を推進します。
- 保護者や地域住民への学校開放に関わる行事を推進し、市民一人一人が奄美市の教育について考える気運を高めます。
- 管理職の資質向上を図るため、必要な取組を推進します。

【主な取組】

- 各学校が評価結果の公表など積極的な情報公開やその結果に基づく教育活動をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。
- 11月1日～7日までの『地域が育む「かごしまの教育」県民週間』や土曜授業において、各学校で授業参観や学校行事等を実施するなど、保護者や地域住民等が学校運営に対しての理解・協力・参画するなどの開かれた学校づくりの取組を推進します。
- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
 - ・ 学校の自己評価、学校関係者評価の改善と結果の公表
 - ・ 「一校一改善」、「一事徹底」の確かな実践と見届け
 - ・ 学校の教育課題を生かした「土曜授業」の実施
 - ・ 学校評議員会、学校関係者評価委員会、信頼される学校づくりのための委員会の充実
 - ・ 定例管理職研修会の充実

② 小規模・複式校教育の充実

【現状と課題】

- 本市の児童生徒数は緩やかに減少を続け、市街地を除く地区で大きく減少しています。
また、1学校当たりの学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする旨の規定¹がありますが平成28年度における本市の公立小中学校の状況は、12学級を下回る学校が小学校で80.9%、中学校で100.0%を占めるなど小規模の学校が多く、更に複式の割合も全国平均を大きく上回っており、1学級当たりの児童生徒数については、全国平均を下回っている状況です。
- 小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや、教職員配置等の教育環境の整備が不十分な点も課題となっています。

【今後の施策の方向性】

- 少人数・複式学級の特性を生かした学習指導の工夫・改善に努めます。
- 小規模校集合学習や大規模校・小規模校の交流学習の充実に努めます。

【主な取組】

- 複式学習指導法の研修や、小規模校集合学習、大規模校・小規模校の交流学習の充実に努めます。
 - ・ 一人一人の学びをきめ細かに支援する個人カルテの作成と活用の推進
 - ・ 「ガイド学習の手引」の作成と活用の推進
 - ・ 多人数による学習のよさを実感させるための交流学習の実施
 - ・ 小規模校では体験できない学習や大きな集団のよさに気付かせるための集合学習の実施

③ 環境教育の充実

【現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。
- 奄美群島は、「東洋のガラパゴス」といわれるほど、多様で固有性の高い生態系が広がっており、「奄美・琉球」として、世界自然遺産への登録に向けた取組を進めています。
- 学校においては、自然の豊かさとそれを支える地球環境、開発と環境保全とのバランス、環境に配慮した消費生活等について学習し、全ての小中学校で、体験的な活動を行っています。今後、各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて、地域の自然の豊かさや環境保全への理解を深めさせる必要があります。

【今後の施策の方向性】

- 地域の自然体験活動を通して生物多様性等への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を一層推進します。

【主な取組】

- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
 - ・ 環境保全・環境保護について考え、実践する学習の実施
- 世界に誇る身近な地域の自然について、児童生徒が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。
 - ・ 身近な奄美の自然のよさにふれる学習の充実

④ 福祉教育の充実

【現状と課題】

- 児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは今後、ますます重要になってきます。今後一層、少子高齢化が進んでいく中で、一人ひとりの児童生徒に対して福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進めています。
- 小中学校においては、総合的な学習の時間や職場体験学習等で福祉施設を訪問したり、ボランティア活動などについて学習することで、地域の高齢者との交流活動を実施しています。

【今後の施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえ、「福祉の心」を育てる教育の充実に努めます。
- 学校や行政の担当部局、社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

【主な取組】

- 児童生徒の発達の段階に応じ、乳幼児・高齢者・障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画や教職員の指導力の向上に努めます。
 - ・ 総合的な学習の時間と関連させた高齢者との交流を深める活動の推進
 - ・ 障がい者に学ぶ活動の推進
 - ・ 職場体験学習やボランティア活動についての学習の充実
 - ・ 市保健福祉部との連携による「赤ちゃん先生」事業の推進及び充実

⑤ 金融教育，租税教育，消費者教育の充実

【現状と課題】

- 消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく，消費生活と経済社会との関わりが，グローバル化，高度情報化の進展等により多様化・複雑化し，地域・家族のつながりが弱まるなか，消費者被害も多様化・深刻化しています。このような中，児童生徒の発達段階を踏まえ，消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって，資源や環境に配慮し，消費者として適切に意志決定する能力や，責任をもって行動できる能力を育成することが求められています。
- 小学校・中学校においては，[※]学習指導要領に基づき，発達段階に応じて，物やお金の大切さに気付かせるとともに，計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。また，税が自分たちの生活と密接に関わっていることや税の必要性について理解する学習もしています。

【今後の施策の方向性】

- これからの変化の激しい社会において，自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚をもった児童生徒の育成を図ります。
- 消費者トラブルの防止など，児童生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実に努めます。
- 財政を支える租税の重要性に鑑み，租税教育推進協議会との連携を強化しながら，児童生徒に対して税に関する正しい理解と知識が身に付くよう租税教育の更なる推進に努めます。

【主な取組】

- 物の大切さ，勤労の価値と意義，健全な金銭感覚，金融の仕組み，消費者保護などについて理解させ，消費者として主体的に判断し，責任をもって意志決定できるよう，児童生徒の発達段階に応じた指導計画の整備や教職員の指導力の向上に努めます。
- 金融教育・消費者教育・租税教育の全体計画や年間指導計画を作成し，教育活動全体で推進していきます。
- 租税教育推進協議会が実施する租税教室，税に関する作文やポスター，租税に関する資料の配付などに協力して，市内小・中学校の租税教育の推進に寄与します。また，校内研修や学校訪問等の機会等を利用して指導や助言を行います。

(8) 幼児教育

① 幼児教育の充実

【現状と課題】

- 現在、本市には、名瀬地区に3園（名瀬・朝日・小宿）、笠利地区に1園（赤木名）の公立幼稚園を設置し、笠利地区では、3か年保育、名瀬地区では、4・5歳児が一つの学級で生活する異年齢混合保育を実施しています。
- 各園において、校外保育を通じた自然とのふれあいや体力づくり、島口・島唄・八月踊りなど郷土の文化の体験、地域住民との交流活動など幼児教育の充実を図っています。
- 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園評価を生かした教育活動や特別支援教育及び「運動遊び」指導の充実、子どもの発達に即した保育に向けての校種間交流の推進とあわせて、小学校への円滑な移行のため、家庭との連携を図りながら教育内容や方法の充実が必要となります。
- 核家族化、少子化が進展する中、今後、すべての子どもたちが笑顔で成長していくため、すべての家庭が安心して子育てができることを目的として平成27年4月に導入された「子ども・子育て支援新制度」下での子育て環境の構築に向けた公立幼稚園のあり方の検討が求められています。

【今後の施策の方向性】

- 生涯にわたる人格形成の基礎を育むための幼児教育を充実させるとともに、関係部局と連携して新制度下での子育て環境の構築に取り組みます。

【主な取組】

- 教職員の研修の充実、家庭や地域との連携の強化などによる幼児教育の質の向上を図るとともに、新制度下での子育て環境の構築について具体的に検討します。
 - ・ 「公立幼稚園のあり方」についての検討委員会の設置
 - ・ 子ども・子育て支援新制度での子育て環境構築に向けた関係部局との連携強化
 - ・ 幼稚園教諭等の研修の充実
 - ・ 特別支援教育支援員の効果的な活用
 - ・ 校種間連携の推進
 - ・ 「運動遊び」指導の充実
 - ・ 幼稚園評価を生かした教育の充実及び幼稚園評価の公表
 - ・ 就園、就学前の家庭教育学級の充実

② 保育料等の負担軽減

【現状と課題】

- 本市の公立幼稚園の保育料等については、合併後の平成19年3月に幼稚園のニー

ズ、少子高齢化の進展度合、子育て環境などについて、名瀬・笠利の両地区を比較検討し、慎重に議論を重ね、合併前のままとすると調整しました。

- 平成27年4月の「子ども・子育て支援法」施行に伴い、保育料を定額徴収制から応能負担制へと見直すとともに、入園料を廃止し、第2子の保育料を半額に、第3子以降の保育料を無料とする多子世帯に対する負担軽減制度を導入しました。
- 私立幼稚園については、保護者の経済的負担軽減を目的に国の幼稚園就園奨励費補助制度や県の多子世帯保育料等軽減事業に準じ、入園料及び保育料の一部を補助しています。

【今後の施策の方向性】

- 生涯にわたる人格形成の基礎を育む幼児教育の振興を図るため、幼児教育に係る保護者の経済的負担軽減に努めます。

【主な取組】

- すべての子どもたちが笑顔で成長していくため、すべての家庭が安心して子育てができることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」における子育て環境の構築に向け、保護者の負担軽減制度の充実を図ります。
 - ・ 多子世帯負担軽減制度等の保護者への周知徹底
 - ・ 私立幼稚園に就園する園児の保護者に対する、就園奨励費制度の周知徹底
 - ・ 子育て環境の構築に向けた負担軽減のための支援の充実



(9) 教育環境の整備・充実

① 学校施設整備計画

【現状と課題】

- 本市の学校は、平成 18 年 3 月の市町村合併により、小学校 21 校、中学校 12 校、幼稚園 4 園の計 37 校（園）となっています。小・中学校のうち、国の標準学校規模の基準を満たしているのは、小学校 4 校、中学校 2 校（平成 27 年 5 月現在）と小中併設も含め、小規模校が多いという現状にあります。
- 学校施設は、児童生徒にとって安心して学習・生活する場であるとともに、災害時には、地域の避難場所となるなど防災拠点としても重要な役割を担っており、安全性の確保と環境改善は重要であることから、国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、公立学校施設の耐震化に努め、耐震補強や改築により、公立学校施設の耐震化を平成 28 年度で完了する見込みとなっています。
- 公立学校施設の耐震化完了後には、老朽化した施設の改築や改修による長寿命化など、よりよい教育環境づくりを図っていく必要があります。
- 図書室、保健室など特別教室への空調設備の設置は、平成 27 年度で終了しましたが、今後、夏場の学習環境改善に向けた取り組みの検討も必要となります。

【今後の施策の方向性】

- 児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境を確保し、様々な教育に対応し、良好な学習環境となる施設づくりに努めます。

【主な取組】

- 老朽化した施設の改築や改修による長寿命化、多様化する教育への対応、良好な学習環境の整備など財政状況を踏まえ、コスト軽減・事業の平準化を図りながら、よりよい教育環境づくりを進めます。
 - ・ 国のガイドラインに基づく学校施設の長寿命化計画策定に向けた取組
 - ・ 長寿命化計画に基づく老朽化施設の改修事業
 - ・ 校舎・校庭などの良好な学習環境づくりの推進

② 学校安全教育の充実

【現状と課題】

- 近年、学校への不審者の侵入や通学路等での児童生徒に関わる事件・事故が後を絶たないことから、児童生徒の安全・安心を守るための体制整備や地域づくり、交通安全対策などの安全教育の一層の充実が求められています。
- 東日本大震災をはじめとする災害の教訓を踏まえた地震・津波対策などの防災教育や学校施設の安全確保、登下校時の安全対策なども求められています。
- 本市では、平成 26・27 年度に文部科学省の「実践的防災教育総合支援事業」を活

用し、モデル校である小湊小学校と大川小中学校において、地域と連携した避難訓練の実施など地震・津波に関する防災教育を推進しました。

- また、平成 27 年度には、市内全小中学校に「緊急地震速報装置」を設置し、学校・地域が一体となった防災体制の整備を図りました。

【今後の施策の方向性】

- 児童生徒の安全・安心を守るための学校内での体制整備や地域・関係機関と連携した地域での学校安全体制づくり、交通安全対策などの安全教育及び地震・津波対策などの防災教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 児童生徒の安全・安心を守るため、教職員の危機管理意識の高揚、児童生徒の危険予測・回避能力の向上、家庭・学校・関係機関・地域の連携強化に取り組みます。
 - ・ 関係部局、関係機関・団体との連携強化
 - ・ 実践的安全教育総合支援事業による学校と地域の危機管理意識の共有化
 - ・ 災害対応マニュアル・学校安全計画に基づく体制の整備及び安全学習等の推進
 - ・ 緊急地震速報装置の活用による学校を拠点とした地域の災害時対応訓練の実施
 - ・ 学校施設の安全管理のための営繕工事

③ 教育の情報化の推進

【現状と課題】

- 学校における ICT 環境整備について、これまで国の示す整備目標をもとに、校内 LAN やインターネット接続といったネットワーク環境の整備は、平成 22 年度までに完了し、ハードウェアのうち、コンピュータの整備については、平成 28 年度に完了するなど、情報教育の推進に努めてきました。
- 平成 27 年度に電子黒板と実物投影機（書画カメラ）を活用した学校 ICT モデル事業を実施し、子どもの学習の理解促進やコミュニケーション能力の育成を図りました。
- 整備したネットワーク環境やハードウェアを有効に活用した児童生徒の情報活用能力やネットワークの操作の知識、技術を高め、情報モラルの向上、有害情報への適切な対応能力を身に付けさせるなど児童生徒が、高度情報化社会を主体的に生きぬくための能力を育む必要があります。
- 今後は、ICT 整備計画に基づき、平成 29 年度から平成 33 年度にかけて電子黒板（タブレット）等を整備し、整備した学校 ICT 環境の適切な維持管理や ICT を活用した効果的な授業の進め方について検証し、学校間等のデジタルデバイド（情報格差）解消に努めます。また、小規模校と大規模校との遠隔授業への活用など時代に即した学校 ICT 化の検討が必要となります。

【今後の施策の方向性】

- 児童生徒が高度情報化社会を生きぬくための情報リテラシー及び情報モラルの向上，ICT環境の更なる整備や適切な維持管理を行うことにより，教育の情報化を推進します。

【主な取組】

- 児童生徒の情報リテラシー及び情報モラルの向上に向け，ICT環境の更なる整備，教員のICT活用指導力の向上及び学習指導方法の改善の推進などに努めます。
 - ・ 学校現場での情報セキュリティポリシーの徹底
 - ・ 小規模・大規模校間の遠隔授業への活用など時代に即した学校ICT化の検討
 - ・ 児童生徒の情報リテラシー向上のためのモバイル情報端末の導入検討
 - ・ アクティブ・ラーニングに対応したパソコン教室の改修
 - ・ 教員へのICT研修会・講習会の充実

④ 教育扶助

【現状と課題】

（奨学資金貸与事業）

- 中学校・高等学校に在学し，学力，競技力及び芸術文化に秀で，向上心が高いにもかかわらず，経済的理由により修学が困難であって，高等学校又は大学等に進学する者に奨学金を無利子で貸与し，有能かつ優秀な人材の育成を図ることを目的としています。（教育奨学生：平成27年度 貸与人259人，貸与額 1億7,865万3,340円）
- 奨学金貸与事業は，3億2,343万8,000円の定額運用基金を運用していますが，奨学金の滞納は，年々増加しており，今後，滞納対策が課題となります。
（H27年度 滞納者101人，滞納額 3,263万6,440円）

（就学援助）

- 学校教育法第19条に基づき，経済的理由によって就学困難であると認められる児童生徒（要保護及び準要保護児童生徒）に対して，新入学学用品費，学用品費，学校給食費及び修学旅行費など必要な教育費の援助を行っています。
- 就学援助については，準要保護が平成17年度から，要保護が平成25年度から市単独で実施しています。

（高度へき地児童生徒援助費）

- へき地教育振興法第5条の2第1項の規定に基づき，都道府県の条例で指定した市立の3級・4級及び5級のへき地学校（高度へき地学校）へ通う児童生徒が，修学旅行及び学校給食に要する経費の一部の援助を行っています。
- 高度へき地児童生徒援助事業のうち，学校給食に要する経費の一部の援助について

は、平成 25 年度から市が単独で実施しています。

(特別支援教育就学奨励費)

- 市立小・中学校へ就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者等や、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等に対し、その就学のために必要な学用品費、通級・通学費及び修学旅行費などの経費の一部を援助しています。

【今後の施策の方向性】

(奨学資金貸与事業)

- 中学校・高等学校に在学し、修学のために奨学金が必要な学生に対し、貸与基準を満たす学生に 1 人でも多く貸与することにより、多くの有能かつ優秀な人材を育成するとともに、経済的理由などの格差を是正し、教育を受ける機会の均等が図れるよう努めます。
- 将来にわたって奨学資金貸与事業を円滑に運用するために、滞納者に対しては、督促状送付や電話連絡、保証人・連帯保証人への通知等を行うとともに、庁内の関係部署と連携した滞納整理を検討します。

(就学援助・高度へき地児童生徒援助費・特別支援教育就学奨励費)

- 教育における経済的理由による格差を是正し、教育を受ける機会の均等を図るため、学校・保護者への各事業の周知を徹底するとともに、申請から認定・支給までの手続きの効率化等に努めます。
- 就学援助等市が単独で実施している事業も含め、財政状況等を踏まえ、他施策との均衡を図りながら、教育に係る保護者の経済的負担軽減に努めます。

【主な取組】

(奨学資金貸与事業)

- 事業の周知や積極的な活用を促進することで教育を受ける機会の均衡を図ります。
 - ・ ホームページ・パンフレット等を活用した保護者・学校への事業の周知徹底
 - ・ 事業の円滑運営に向けた滞納整理への取組強化

(就学援助・高度へき地児童生徒援助費・特別支援教育就学奨励費)

- 経済的理由による教育における格差是正に向け、保護者の負担軽減に努めます。
 - ・ 学校と連携した保護者への各事業の周知徹底
 - ・ 財政状況を踏まえた認定基準や対象費目など制度の見直し
 - ・ 申請から認定・支給までの手続きの簡素化及び効率化

⑤ 学校給食

【現状と課題】

- 学校給食には、安全・安心そして栄養バランスに配慮した給食を通して、児童生徒の健康と食育を担っており、役割を果たすためには、衛生管理の徹底、アレルギー対応の充実が求められています。
- 本市の学校給食は、笠利地区の10校が給食センター方式、名瀬地区14校と住用地区4校が単独自校方式で実施しています。
- 名瀬・住用地区の給食施設については、施設の老朽化の解消、学校給食衛生管理基準の達成、アレルギー対応の充実など早期の根本的な改善が必要となっています。
- 学校給食現場の現状は、学校間での給食調理員一人あたりの調理食数に大きな格差が生じていることや児童生徒の減少、給食技師の推移などから自校方式による効率的な運営の継続は、厳しい状況にあります。
- 平成26年度に庁内での検証・検討を経て「奄美市名瀬・住用地区学校給食施設整備検討委員会」を設置し、衛生管理面の充実及びアレルギー対応などの安全性、短期間での衛生管理基準の適合達成と整備の実現性、効率的な運営などの経済性、食育の推進や自校方式の利点の取り入れなど、あらゆる観点から総合的、現実的な議論を深め、「奄美市名瀬・住用地区学校給食施設整備基本構想」として取りまとめました。

【今後の施策の方向性】

- 名瀬・住用地区の学校給食については、「将来を見据えた安全・安心そして栄養バランスに配慮した学校給食の児童生徒への提供」に向け、調理方式を単独自校方式から共同調理場方式に見直し、「名瀬・住用地区学校給食センター」を整備します。

【主な取組】

- 成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、衛生管理基準への適合と栄養バランスのとれた給食を提供することで、望ましい食習慣を養い、健康の保持増進、体位の向上及び食育の推進を図ります。
 - ・ 施設及び機能面でより高度な給食センターの整備
 - ・ 安全・安心で栄養バランスを考慮した学校給食の提供
 - ・ 学校給食衛生管理基準の適合と衛生管理の徹底
 - ・ 栄養教諭による食育に関する教育の推進
 - ・ 食物アレルギー対応の充実
 - ・ 学校給食における地場産品（県内産）の積極的な活用
 - ・ 学校給食の適正かつ、効率的な運営
 - ・ 単独自校方式の利点の取り入れ

ア行

■ 赤木名城跡

琉球列島の奄美地域を代表する中世城郭。奄美大島北部西岸にある笠利湾を望む丘陵上に立地し、奄美地域屈指の規模を持つ。全体の構造からみて石垣が発達した琉球より日本の影響が見られることが注目される。この時期の琉球日本・奄美との政治・軍事を考える上で極めて重要な遺跡である。

※ 平成 21 年 2 月国指定文化財

■ アクティブ・ラーニング

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材の育成に向け、従来の教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた学習法の総称。学修者が能動的に学修することにより、認知的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのディベートグループ・ディスカッション等も効果的なアクティブ・ラーニングである。

※ 汎用⇒多方面に広く用いること。

■ 奄美市いじめ防止基本方針

平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、奄美市立学校において、いじめによる重大事態が発生した場合、その事態に対処し、奄美市教育委員会が執るべき措置、その他の事項について調査審議する付属機関。

■ あまみ授業セミナー

鹿児島大学教育学部附属小学校・附属中学校の教諭を講師として招聘し、市内小・中学校の教諭に対して、模擬授業や授業研究、指導講話を行い、教科指導力を高める。

■ 「あまみっ子」ジョイントプラン

公立幼稚園・小学校・中学校が、幼児児童生徒についての情報や学力向上に向けた取組を共有し、実践する年間を通した計画的な連携。

■ 「あまみっ子」すくすくプラン

学力の定着と向上を図るために、小学校 5・6 年生で 1 学級 36 人以上在籍する学校に教員を加配して 35 人以下学級を編成する市単独の講師配置事業。

■ 「あまみっ子」すこやかプログラム

児童生徒の発達課題を人間成長の役に立たせるカウンセリングの一手法である「構成的グループ・エンカウンター」を各学校の実績に応じた形で教育課程に取り入れ、その際の指針及び具体的な活動等を示したもの。

■ 泉家住宅

明治時代初期に建築された古い別棟型民家(分棟型民家ともいわれる)であり、座敷棟の「おもて」と台所棟の「とおごら」からなる。「おもて」は、寄棟造・トタン葺で、トコをもつ八畳の座敷とそれを囲む 3 つの小さな部屋からなる。「とおごら」は、入母屋造トタン葺で、台所の機能を果たす建物で、2 部屋からなる。

「とおごら」の南西には 4 本の円柱を持つ高倉(高床の倉)が建ち、その南には井戸がある。屋敷の周囲には土塁が巡り、その上には、防風林が茂っている。泉家住宅は、奄美地方で建築年代が 19 世紀に遡る数少ない民家の一つであり、「おもて」と「とおごら」の両棟が高倉とともに残っている貴重なものである。

※ 平成 6 年 7 月国指定文化財

■ 異年齢混合保育

異年齢の幼児を同一学級に編成して行う保育。

■ インクルーシブ教育

障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであり、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育支援を、通常の学級で行う教育のこと。

■ ウエットシステム

厨房の作業環境として、床に水をまく、常に床が濡れている状態。

■ 宇宿貝塚

奄美大島の北端に位置する縄文時代後期から中世にかけての複合遺跡である。

縄文時代の遺構は、宇宿上層式土器を伴う住居跡2基、埋葬跡、面縄東洞式土器を伴う住居跡1基が発見された。宇宿上層式の住居は約10m離れているが、ともに一辺が2mあまりの方形の住居跡で周囲を礫で囲っている。面縄東洞式の住居跡は、宇宿上層式の住居跡の下層から発見された2mの円形の敷石住居跡である。床面は大小の礫を平らに並べてあり、中心付近に深さ30cmの船底状の炉が設けられ、木炭片や有機物が検出された。

中世の遺構は、砂丘の最高地点で墓壇が発見されたが、調査の結果、中世の母子の埋葬跡であることがわかった。成人女性の遺体は、仰向けで体を伸ばした状態で埋葬され、両膝の間に新生児の遺体が埋葬されていた。成人女性の骨の耳から後頭部にかけて、46点のガラス製の小玉などが首にかけられた状態で出土した。

※ 昭和61年10月国指定文化財

■ A L T (外国語指導助手)

Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語が母語の外国人。

87年から国が実施している語学指導等を行う「外国青年招致事業」

■ 応能負担制

各自の能力に応じて負担すること。特に医療・介護・福祉サービスで、所得に応じて対価や保険料を支払うこと。

カ行

■ 会員制交流サイト

フェイスブックやツイッターなどの人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイト。

■ 学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、文部科学省が定めた教科等の目標やおおまかな教育内容のことで、各学校で「教育課程」（カリキュラム）を編成する際の基準となるもの。

■ 鹿児島学習定着度調査

県内の小・中学生の基礎的・基本的な知識・技能や思考力・判断力・表現力等に関する学力状況を把握するとともに、学習に関する意識や学び方などの学習状況を把握するために鹿児島県教育委員会が実施する調査。

■ 鹿児島県人権教育・啓発基本計画

平成17年以降の鹿児島県の人権教育啓発施策を総合的かつ具体的に推進するための指針。(平成16年12月策定)

■ 学習支援ボランティア

市内の希望校に派遣される、昼休み・放課後等に補修学習等を行うボランティア。

他に単独調理場方式・親子方式・デリバリー方式がある。

■ 高度情報化社会

情報が諸資源と同等の価値を有し、それらを中心として機能する社会。

■ 子ども子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子

育て支援法」,「認定子ども園法の一部改正」,「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

■ 小湊フワガネク遺跡

奄美大島中部の太平洋岸,砂丘上標高9mに立地する。6~7世紀代に属する貝製品の生産を行った生産遺跡である。遺跡の中央部では,床面に炉を有した堀立柱建物遺跡4棟が,遺跡の北端部では,墓壇1基が確認され,食用にされたと考えられる貝殻・獣骨魚骨なども多数出土し,当該期における生活の様子が明らかになった。また,夜光貝製貝匙,イモガイ製貝札等の貝製品が,大量の未製品と貝殻破片,そして,敲石や磨石と共伴して出土したことから,ここが貝製品の製作場所であり,製作工程も明らかになった。このように,小湊フワガネク遺跡は,6~7世紀代における奄美地域の生活の復元を可能にするとともに,夜光貝等の貝製品生産を行ったことを明らかにしたという点で極めて重要である。また,当該期の本州から九州にかけては,古墳時代から古代へ移行する時期であるが,そうした政治的な影響のほとんど及ばなかった地域の社会を解明する上でも重要である。

※ 平成22年8月国指定文化財

■ 小湊フワガネク遺跡出土品

小湊フワガネク遺跡出土品は,奄美大島中部,太平洋に面した砂丘上の遺跡から出土した資料の一括である。遺跡からは,大量の夜光貝と,それを加工して貝匙を製作する各工程の資料が出土しており,6~7世紀頃にこの地で集中的な貝匙生産が行われていたことが窺える。これに加えて,貝札・貝玉等の多種多様な貝製品や,多数の貝玉とガラス児玉が副葬された5世紀頃の墓壇も発見されて

いる。これらは,南島地域において集中的な貝製品生産を行った工房的性格の強い遺跡の出土品として,当時の交易を考える上でも極めて貴重である。

県内で,史跡と出土品の両方が国指定を受けるのは,上野原遺跡(霧島市),広田遺跡(南種子町)に次いで3件目で,大島地区で重要文化財(考古資料)の指定は初めてとなる。

サ行

■ 指導主事派遣

学校の要請に応じて,校内研修や各種研修会に指導主事を派遣し,指導助言を行うことによって,指導方法の改善を図り,確かな学力の定着に向けた教諭の資質向上や学校の取組を支援する。

■ 城間トフル墓群

南西諸島における特徴的な墓制の北限をなすもので,隆起したビーチロックの小丘陵に9基からなる横穴墓群を形成している。また,それぞれが前庭,墓道,墓室といった構造をもつ横穴を構築しており,かつ,墓群の全てが,ほぼ完全な形で残っている。

城間トフル墓群は,風葬及びその後の洗骨再葬に使用された,いわゆる風葬墓の基本的な形式をもっており,かつ,遺骨及び祭祀用品の違存状況も良好であり,学術的資料としても高い評価を有するものである。

※ 平成5年3月県指定文化財

■ 授業改善5つの方策

「教師主導型,講義型の授業からの脱却」「学習のしつけやルール」「授業充実の3ポイントの確実な実施」「机間指導の充実」「板書の工夫」等,教員の授業力向上に向けた奄美市独自の共通実践事項のこと。

■ 習熟度別学習

学校などで授業の際に児童生徒の学習の効率を上げるため、児童生徒をその教科の習熟度に応じて、複数の学級をいくつかのクラスに編成し直す方法。一つの学級で別々のコースで学習する方法が挙げられる。

■ スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等児童生徒の問題行動等へ対応や児童生徒及び保護者等の相談に応ずるなど、福祉機関等関係機関とのネットワークを活用して援助を行う者のこと。

■ スクールカウンセラー

学校における教育相談体制の充実を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者のこと。

■ 生涯学習講座

書道・ダンス・茶道・生け花等の文化活動を通じて、市民がそれぞれの趣味や特技を生かしながら、自己研鑽に努め、「心豊かで多彩な人材と文化・交流の創造」を目指す場。

■ 情操教育

感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにするための教育及び道徳的な意識や価値観を養うことを目的とした教育の総称。

■ 情報セキュリティーポリシー

企業などの組織における情報資産の情報セキュリティー対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの。

■ 情報通信技術革新

情報通信技術の進歩及びそれによってもたらされる価格低下による、情報機器の活用分野の広がり、企業LANやインターネットによる情報機器同士のネットワーク化、これらによる経済社会面での、様々な変革。

※「平成13年版労働経済の分析」

(厚生労働省)

■ 情報モラル

人が情報を扱う上で求められる道德、特に情報機器や通信ネットワークを通じて、他者と情報のやり取りするにあたって、他者や自らを害することがないように身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき態度や考え方。

■ 情報リテラシー

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力。

情報を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力と同時に、情報機器を使って論理的に考える能力が含まれる。

■ スクールカウンセラー

教育機関において、心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

■ スポーツアイランド構想

「スポーツで癒す島」を基本理念と定め、恵まれた自然、人情などをベースに奄美をスポーツマーケットとして情報発信し、これに対する受入を新たなリーディング産業として位置づけようとする構想のこと。

■ スポーツ基本法

平成23年8月24日施行

昭和36年に制定されたスポーツ振興法を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の

調和ある発展に寄与することを目的としている。

■ スポーツ推進委員

当該市町村のスポーツ推進のため、スポーツ基本法(平成23年8月24日施行)第32条の規定に基づき、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡・調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導、助言を行う非常勤職員。

■ 生物多様性

生物に関する多様性を示す概念。

生態系・生物群系または、地球全体に多様な生物が存在することを指す。

生態系の多様性、種多様性、遺伝的多様性から構成される。

■ 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育委員会に関する継続的な検証改善サイクルを確立するための調査。

■ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

国が全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、各教育委員会、学校が全国的な状況との関係において、自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図る取組を通じて体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

さらに、各学校における児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指

導などの改善に役立てるための調査。

■ 総合型地域スポーツクラブ

日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げて1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を推進する地域密着型のスポーツクラブをいう。

タ行

■ 耐震化

強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように、補強することやそのような構造に造りかえること。

■ 単独自校調理場方式

各学校に給食調理施設を整備し、調理した給食を当該学校の児童生徒が喫食する方式。

他にセンター(共同調理場)方式・親子方式・デリバリー方式がある。

■ 知識基盤社会

変化が激しく、常に新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが、求められる社会。

こうした社会を生きぬく資質として、子どもたちにとって課題となっている思考力・判断力・表現力を高めることが求められている。

■ 知・徳・体

1996年の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する中央教育審議会の「これからの子どもたちに必要となるのは、いかに社会が変化しようとして自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性と考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言う

までもない。こうした資質や能力を変化の激しいこれからの社会を【生きる力】と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考え。」という第1次答申が、教育の目的の1つとなった。

※生きる力⇒知・徳・体のバランスの取れた力

■ 中1不登校未然防止アクションプラン

児童が小学校から中学校に入学した際の急激な環境（学習面、生活面、友人関係、先生との関係など）の変化に戸惑い、不登校にならないように計画的に行う7つ（情報収集、人間関係づくり、学習面の改善、相談体制の充実など）のプランのこと。

■ 定額徴収制

幼稚園保育料などを一律の額で徴収すること。

■ デジタルデバイド（情報格差）

コンピュータやインターネットなどの情報技術を利用したり、使いこなしたりできる人とそうでない人の間に生じる貧富や機会、社会的地位などの格差。

個人や集団の間に生じる格差と地域間や国家間で生じる格差がある。

■ 特別支援教育

障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うこと。

■ 特別支援教育コーディネーター

学校の特別支援教育を推進するために、校内で指名された関係機関や医療機関との連携や関係者との連絡・調整を行う教員のこと。

■ 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある園児、児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の園児、児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする者のこと。

■ ドライシステム

給食施設などの調理場の床を乾燥した状態で使うように設計した施設。

ナ行

■ ネットワーク犯罪

主にコンピュータネットワーク上で行われる犯罪の総称。

ハ行

■ ビジョンアンケート

「共に生きる教育」の奄美市教育ビジョンにある本市の教育行政施策の四本柱について、各学校の児童生徒の実態を把握するために市内の小学校6年生と中学校3年生にとるアンケートのこと。

■ P D C A サイクル

物事を進める上において、計画と実行、結果の収集と評価を継続的に行って、その内容を改善しながら次のステージへ進めていくこと。

P l a n（計画）D o（実行）

C h e c k（評価）A c t（改善）

■ 一人一研究授業

各学校において、教諭は年間一人一回、学習指導案を作成し、研究授業・授業研究を行うことを通して、授業力の向上を図る。

■ 標準学校規模

学校教育基本法施行規則で、標準的な学級数を定めており、小学校12～18学級（1学年2～3学級）、中学校12～18学級（1学年4～6学級）と規定されている。（特別支援学級の学級数を除く）

※ 小学校は41条で規定,同条の規定は,
79条で中学校に準用

■ フレッシュ研修

新任教員及び任用2年目の教員に対して、教育公務員特例法第21条及び第23条の規定に基づき、現職研修の一環として新規採用後の3年間の研修を実施し、教員としての使命感と実践的指導力を養い、幅広い知見を得させるとともに、地域の一員としての自覚を確立するための研修。

■ 防災教育

様々な危険から幼児児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすもの。

防災教育のねらいは、次の3つにまとめられる。

- ・ 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- ・ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ・ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全運動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

マ行

■ マイライフ・マイスポーツ運動

「すべての県民が、それぞれの関心や適正に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツを通じて支えあうことのできる活力ある社会づくり」を目的に鹿児島県教育委員会が平成25年度から推進している運動。

■ モバイル情報端末

小型軽量で持ち運ぶことのできる情報

端末装置のこと。

小型ノートパソコン・スマートホン・タブレット端末など。

ヤ行

■ 幼稚園就園奨励費

私立幼稚園について、保護者の負担軽減と幼稚園教育の振興に資するため、入園料及び保育料を所得に応じて減額し、または免除する措置。

■ 有害情報

主に青少年が、その情報に接することによって健全な発達・育成を阻害する虞があると考えられているコンテンツ。

※ コンテンツ⇒提供されている情報やデータそのものを指す。

参照

W i K i p e d i a (ウィキペディア)

コトバンク

W e b l i o辞書

I T用語辞典 e - W o r d s

教育基本法

教育基本法

平成十八年十二月二十二日号外法律第百二十号

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う物である。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国民及び地方公共団体は、障がいのある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別の法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる義務教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母やその他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要望にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべき者であり、教育行政は、国と地方公共団との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。